

「緑の国土軸」推進戦略調査
報告書

平成17年3月

社団法人 日本公園緑地協会

目 次

序章	1
1 調査の背景	1
2 調査の目的	1
3 調査の流れ	2
第1章「緑の国土軸」形成の基本戦略の検討	3
1 「緑の国土軸」形成の背景と意義	3
(1) 「緑の国土軸」形成に関わる社会的潮流	3
(2) 日本海沿岸地域の緑地資源の特徴	13
(3) 日本海沿岸地域の地域づくりの課題	18
(4) 流域圏タイプ毎の地域づくりに必要な取り組み	23
(5) 環日本海の視点よりみた「緑の国土軸」形成のあり方	27
2 「緑の国土軸」形成の基本方向	28
(1) 考え方	28
(2) 「緑の国土軸」展開の基本戦略	30
第2章「緑の国土軸」形成の具体化方策の検討	33
1 「緑の国土軸」形成に向けた地域づくりの原則	33
2 具体化に向けた施策展開	34
(1) 上下流連携による地域づくり施策の推進	34
(2) 拠点となる資源に関わる各種保全施策・基盤整備施策の投入	35
(3) 集落地域等における多様な環境の一体的保全整備施策の展開	36
(4) 資源のネットワークによる地域づくり施策の推進	37
(5) 情報発信拠点の形成施策の展開	38
3 「緑の国土軸」形成を目指す戦略的地域づくりの類型	39
第3章 モデル圏域の設定による「緑の国土軸」推進方策の検討	41
1 モデル圏域の設定を通じた推進方策の流れ	41
2 流域圏を基本とした「緑の圏域」の設定	43
3 モデル圏域設定手法	49
(1) モデル圏域設定の視点	49
(2) 地域づくりの目標に基づいたモデル圏域の設定	49
4 モデル圏域における地域づくり推進戦略	51
(1) 流域圏に基づく地域づくり	51
(2) 緑地資源に基づく地域づくり	52
5 モデル圏域の連携を通じた「緑の国土軸」ネットワーク形成の方向性	57
6 「緑の国土軸」形成に向けた今後の課題	60

序章

1 調査の背景

日本海沿岸地域は、多様で豊かな自然環境、自然に適応して営まれてきた農林漁業、それらの自然や生業の中で育まれてきた歴史文化などが継承されている地域であり、国民意識の成熟やライフスタイルの変化の中で、新しい交流と定住の空間を展開していく可能性を秘めた地域である。

「21世紀の国土のグランドデザイン」に始まる国土づくりの新たな構想においては、従来の産業や人口が一部の地域に集中した国土の構造から、自立的な地域の連携よりなる国土構造への転換が目指されており、日本海沿岸地域は、新しい国土形成の一翼を担う「日本海国土軸」を形成すべき地域として重要な役割が与えられている。

また、中小都市と農山漁村よりなる地域については、恵まれた自然と豊かな居住環境を活かして、「多自然居住地域」を創造していくことが求められており、都市と産業の過度の集中から免れてきた日本海沿岸地域に対しては、このような「多自然居住地域」形成に対する期待も高い。

このような地域づくりをめぐる動向をみると、日本海沿岸地域における地域づくりの核となるのは、その豊かな自然環境とそれに関わる産業や歴史文化、すなわち緑の資源であるといえる。これらの緑地資源を活かした地域づくりを各地で推進し、それらをネットワークすることによって形づくられる日本海沿岸地域の姿を「緑の国土軸」と呼ぶことができる。

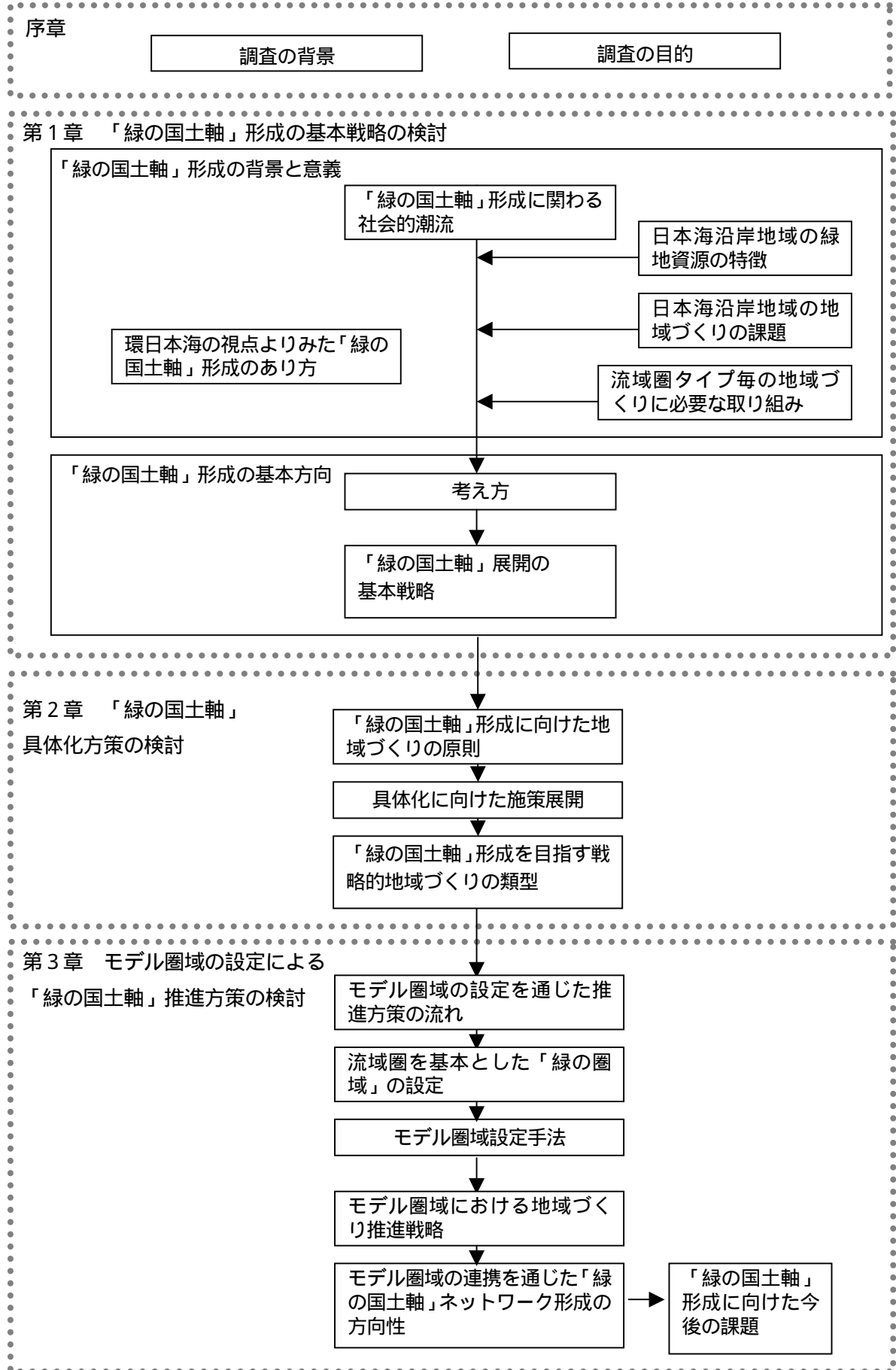
一方、日本海沿岸地域は、我が国全体の社会経済の構造が大きく転換する中で、様々な課題を抱えた地域でもあり、固有の緑地資源を活かした地域づくりによって、これらの課題に取り組み、魅力的で活力のある地域が連なる「緑の国土軸」を形成していくことが強く求められている。

2 調査の目的

日本海沿岸地域の豊かな自然、歴史、文化資源を保全、再生、活用し、「日本海国土軸」を自然、文化、産業が調和した「緑の国土軸」として推進していくため、平成15年度には、「緑の国土軸推進基本調査」を実施した。同調査では、日本海沿岸地域の緑地資源の特性を把握するとともに、同地域における緑地資源を活用した地域づくりの特性について検討し、「緑の国土軸」の推進における基礎的な知見を得ることができた。

本調査では、前年度の調査により得られた結果に基づいて、「緑の国土軸」形成の基本戦略について検討し、さらにモデル圏域の設定によって「緑の国土軸」を推進していくための戦略方向について検討することを目的とする。

3 調査の流れ



第1章 「緑の国土軸」形成の基本戦略の検討

日本海沿岸地域は、豊かな自然と固有の歴史・文化を有した地域であり、これらの固有の資源を活かした自立した地域づくりを進めるとともに、それらの取り組みをネットワークすることによって魅力と活力のある地域が連なる「緑の国土軸」を形成していくことが求められている。

本調査は、「緑の国土軸」形成のための地域づくりのあり方について検討を行うものである。地域づくりには、様々な内容が含まれるが、日本海沿岸地域の特性を活かし、共通のテーマに基づいて府県を越えた協力を推進していくことを目的として、本調査では、自然、産業、歴史文化等に関わる緑地資源を活用した地域づくりについて検討を行う。

本章では、このような「緑の国土軸」形成の背景となる社会的な潮流について把握するとともに、日本海沿岸地域の緑地資源の特徴および地域づくりに関わる課題等を踏まえ、「緑の国土軸」形成の基本的な方向について検討する。

1 「緑の国土軸」形成の背景と意義

(1) 「緑の国土軸」形成に関わる社会的潮流

国土計画の転換

多軸型国土構造への転換と二層の広域圏形成の必要性

平成10年に策定された全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」では、少子高齢化の進展や国民意識の成熟、経済のグローバル化や地球規模での環境問題の顕在化といった社会経済的な変化を背景として、国土づくりの考え方の転換が示されており、これまでの東京を頂点とする中枢都市への集積とそれに対する依存の関係から、自立的な地域間の連携と交流によって水平的なネットワークを形成することが目標とされている。

21世紀の国土づくりの考え方

国土構造形成の流れを望ましい方向に導くため、まず、東京を頂点に「中枢」とそれへの「依存」という関係を作り出してきた都市間の階層構造を「自立」と「相互補完」に基づくより水平的なネットワーク構造へと転換する。すなわち、「集中」と「巨大化」により集積効果を上げるのではなく、広い圏域において、それぞれに個性的な地域間の「連携」と「交流」により集積に替わる効果を発揮させる。

つぎに、生産、流通、消費を支える機能を効率的なものにしていくことが豊かな生活の基礎であるが、それにとどまることなく、自然環境を保全、回復する機能、新しい文化と生活様式を創造する機能を兼ね備えた多様性のある地域づくりを志向する。

さらに、日本の一地方としての役割分担の視点から各地域の発展方向を導き出すというだけでなく、アジア・太平洋地域を構成する諸地域の一つ、地球社会の一員としての地域という視点から各地域の国際交流機能、高次都市機能を構築する。

(出典：新・全国総合開発計画

「21世紀の国土のグランドデザイン 地域の自立の促進と美しい国土の創造」平成10年3月)

このような国土づくりの考え方にに基づき、従来の東京圏および太平洋ベルト地帯に人口や産業が集中した「一極一軸型国土構造」から、4つの新しい国土軸からなる「多軸型国土構造」に転換し、国土軸内あるいは国土軸間の交流と連携によって国土形成を進めていくことが目指されている。

また、新たな国土軸の形成においては、これまでのような人口と産業の集積に代わって、地域の文化や生活様式の基礎的条件である気候や風土、自然環境や歴史文化が重視されている。

これからの国土構造を規定していく要素として、20世紀の国土構造の形成を主導してきた人口と工業の集積の比重が下がり、文化と生活様式創造の基礎的条件である気候や風土等、そして、生態系のネットワーク、海域や水系を通じた自然環境の一体性、さらには、交流の歴史的蓄積と文化遺産、アジア・太平洋地域に占める地理的特性等が重要性を増していくこととなる。

21世紀を通じて、この国土づくりの方向を維持するならば、これらの要素における共通性に根ざしたそれぞれに特色のある地域の連なりが、国土を構成する大括りな圏域としての輪郭を次第に明瞭にしていくとともに、相互補完によりそれぞれの特色を生かした連携を通じて国土空間を多様性のあるものにしていくこととなろう。

現在、このような国土づくりの方向に沿った形で国土の縦断方向に長く連なる軸状の圏域を形成することを目指した地域づくりの運動が「国土軸構想」の名の下に各地で展開されていることを踏まえ、それらの圏域を国土軸と呼び、複数の国土軸が相互に連携することにより形成される多軸型の国土構造を目指す。

(出典：新・全国総合開発計画

「21世紀の国土のグランドデザイン 地域の自立の促進と美しい国土の創造」平成10年3月)

日本海沿岸地域は、4つの新しい国土軸のひとつ「日本海国土軸」を形成する地域として位置づけられており、地域独自の豊かな自然環境や歴史と伝統のある都市のネットワークの形成とともに、対岸諸国を含めた環日本海交流を進めていくことが展望されている。

歴史と伝統に富んだ都市のネットワークと降雪量が多い山地や河川、沿岸に連なる中小平野等からなる自然のネットワークが重層的に形成されていく。また、日本海を取り巻く朝鮮半島、中国北東部、ロシア沿海州との間で、日本海的环境保全のための国際協力を進めるとともに、経済面、文化面での交流を深めることを通じて環日本海交流を推進する地域となっていく。

(出典：新・全国総合開発計画

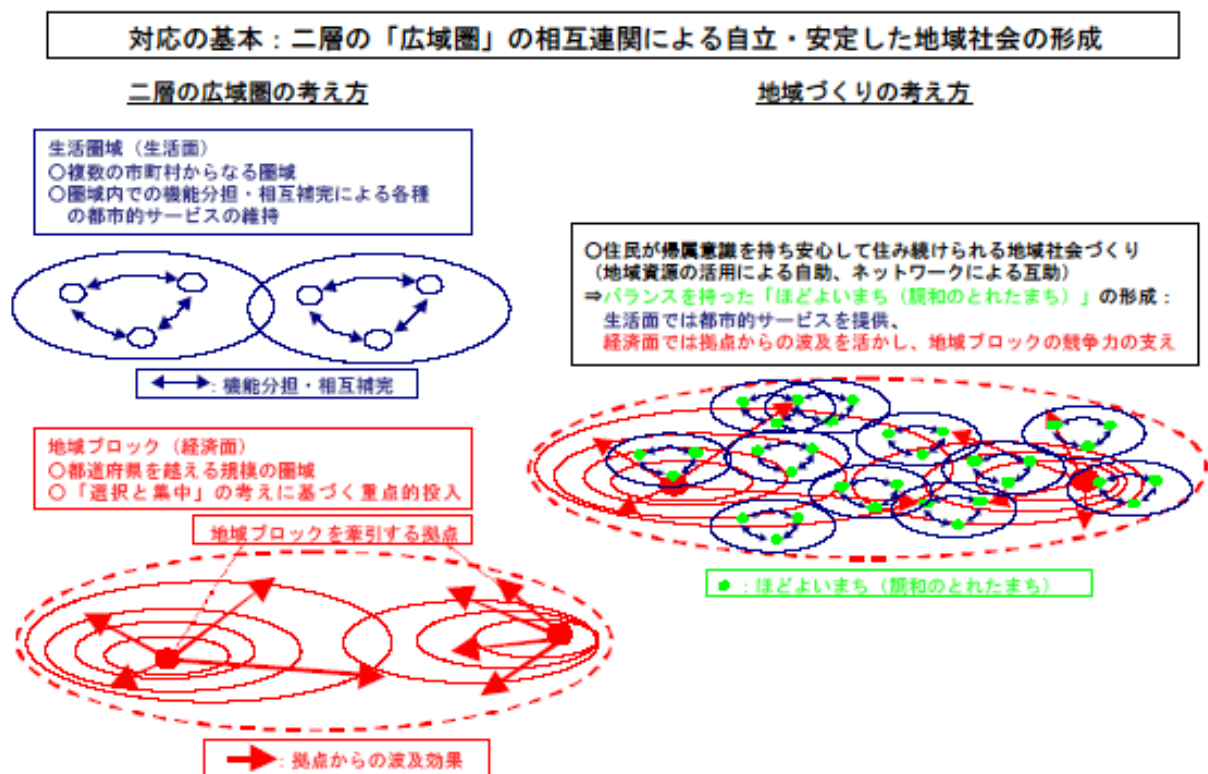
「21世紀の国土のグランドデザイン 地域の自立の促進と美しい国土の創造」平成10年3月)

このように、日本海国土軸を形成していくためには、複数の市町村よりなる「生活圏域」を基礎的なまとまりとし、圏域内の機能分担と相互補完によって生活に関わる諸機能の維持や特色ある地域づくりを進めていくことが課題となっている。

また、経済面では、都道府県を越える規模の「地域ブロック」を形成し、これらの二層のレベルの広域圏を相互に連携させることで、自立・安定した地域社会を形成していくことが求められている。

- 1) 今後の人口減少、諸活動の広域化、グローバル化、地方分権などの経済社会の変化のなかで自立・安定した地域社会を形成していくためには、既存の行政区域を越えた広域レベルでの対応が重要である。このため、生活面では複数の市町村からなる「生活圏域」、経済面では都道府県を越える規模からなる「地域ブロック」の二層の「広域圏」を今後の国土を考える際の地域的まとまりとし、これらを相互に連関させることで、国土全体として自立・安定した地域社会を形成していくことを対応の基本とする。
 - 2) 生活圏域においては、生活の利便性のための各種の都市的サービスの充足が鍵となるが、今後これを包括的に提供する中心的な都市の存立が地域によっては困難となる状況を踏まえ、圏域内での機能分担と相互補完により都市的サービスを維持していくとともに、それが困難な地域では特色ある地域づくりなどにより地域社会を維持していくことが重要となる。現在進められている市町村合併については、こうした生活圏域をも視野に入れた対応が期待される。
 - 3) 地域ブロックにおいては、生産力など富を生み出す何らかの源泉を有し雇用機会を生み出すことが鍵となるが、「選択と集中」の考え方にに基づき、限られた資源（労働、資本）が民間部門において生産性の高い拠点に重点的に投入されるよう誘導し、拠点都市圏、産業集積を形成することで、拠点の発展とその波及効果により地域ブロック全体の活力を維持していくことが重要となる。
- （出典：国土審議会調査改革部会報告
「国土の総合的点検 - 新しい“国のかたち”へ向けて」平成16年5月）

図1 1 二層の広域圏の考え方イメージ



「多自然居住地域」創造への要請

「多自然居住地域」は、中心的な中小都市とその周辺の農山漁村よりなる圏域において、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然環境を併せて享受できる自立的な圏域の創造を目指すものとして捉えられている。具体的には、中小都市と農山漁村の連携により、新しい産業の創出、地域資源を活かした新しい生活様式の実現、美しい自然環境の継承等の取り組みを進めることとしている。

多自然居住地域の創造

中小都市と中山間地域等を含む農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域を、21世紀の新たな生活様式を可能とする国土のフロンティアとして位置付けるとともに、地域内外の連携を進め、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる誇りの持てる自立的な圏域として、「多自然居住地域」を創造する。

多自然居住地域の生活圏域は、地域の選択に基づく連携により、中小都市等を圏域の中核として周辺の農山漁村から形成される。中小都市等は圏域の中心都市として、基礎的な医療と福祉、教育と文化、消費等の都市的なサービスや身近な就業機会を周辺の農山漁村に提供する。多自然居住地域において、質の高い生活と就業を可能とするため、農林水産業や地域の持つ自然や文化等資源を総合的に活用した新しい産業システムの構築、高度な情報通信の活用による立地自由度の高い産業の育成を図るとともに、生活基盤等の暮らしの条件の整備を行う。また、田園、森林、河川、沿岸等における自然環境が適切に保全、管理された美しくアメニティに満ちた地域づくりを進める。

(出典：新・全国総合開発計画

「21世紀の国土のグランドデザイン 地域の自立の促進と美しい国土の創造」平成10年3月)

しかし、多自然居住地域の形成が期待されている農山漁村地域では、人口の減少や高齢化が進行しており、中山間地域を中心に集落機能の低下や崩壊などの課題が生じているが、一方では、国民の価値観の変化や自然志向、健康志向の高まりとともに、多自然居住地域の役割への国民の期待は高まっている。また、多自然居住地域に対しては、食糧生産、二次的な自然環境の保全、農地・森林等の国土保全など多様な役割が期待されている。都市と農山漁村の共生・対流の推進などの様々な取り組みを推進し、誇りの持てる自立的な圏域の形成を進め、国民のニーズに応えていくことが多自然居住地域の課題である。

多自然居住地域に求められるべき役割

多自然居住地域は、農林水産物生産における重要な役割、二次的自然によって多様性に富んだ生態系を形成する役割、農地・森林等の国土保全の役割、地域ごとの生産を始めとする諸活動を通じて地域の歴史文化を保持する役割、豊かな自然、地域資源を活用した産業等をいかして農山漁村で暮らす、あるいは訪れるといった選択肢を広く提供する役割、農林業の物質循環機能を見直すことを通じた循環型社会のフロンティアとしての役割、等様々な役割を有している。

こうした役割に関する認識の高まりとともに、地産地消の動き、里地里山の保全、中山間地域直接支払制度・森林環境税の導入「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」、「バイオマス・ニッポン総合戦略」等さまざまな取組が行われ始めている状況にあり、これらは、戦略の提示した方向に沿った動きであると言える。

一方では、地方部の厳しい状況、取組の難しい分野の存在を踏まえ、こうした取組を更に推進し、誇りの持てる自立的な圏域の形成を進めつつ、国民のニーズに応えていくことが、多自然居住地域における今後の課題であると言える。

(出典：国土審議会調査改革部会報告

「国土の総合的点検 - 新しい“国のかたち”へ向けて」平成16年5月)

参画と連携による地域づくり

地域計画における新たな潮流として、「参画と連携」による地域づくりが重視されているという点がある。今後の国土づくりでは、地域住民、ボランティア、民間企業等の多様な主体がそれぞれの役割に応じて地域づくりに参加すること、そして地域間では行政単位の枠を越えた連携を行うことが重要であるとされている。

各地域において個性的で魅力的な地域づくりを実現するためには、地域住民、ボランティア団体、民間企業等の多様な主体による地域づくりを全面的に展開していくことが求められる。このような多様な主体の参加は、従来の行政では十分に対応しきれなかった分野を補完するのみならず、多様な要請に対応するきめ細かいサービスの提供とその質の向上を可能とする。

また、人口減少・高齢化や国境を越えた地域間競争の中で、国土管理を始め多様な国民の要請にこたえ、質の高い自立的な地域社会を形成していくためには、既存の行政単位の枠を越えた広域的な発想が重要であり、関連する地域の主体的な取組としての連携による施策の展開が求められる。このような地域連携は、新たな地域発展の機会を創出し、地域が提供するサービスの高度化と効率的な基盤整備を可能とし、また、地域に共通する広域的な課題の解決等に効果を発揮し得るものである。

(出典：新・全国総合開発計画

「21世紀の国土のグランドデザイン 地域の自立の促進と美しい国土の創造」平成10年3月)

広域的な圏域設定による地域づくりの推進

前述したように、今後の地域社会の形成においては、「生活圏域」を基本としながら、広域的な圏域設定による地域づくりが求められている。

この場合、圏域形成においては、画一的な基準で範囲を定めるのではなく、流域等の地理的社会的条件、歴史的背景、各市町村の機能分担、交通基盤の整備状況等を考慮し、効果的な圏域形成を行う必要があり、これらの効果的な圏域設定によって地域づくりが推進されるものと期待されている。

多自然居住地域の創造

(1) 圏域形成の考え方

多自然居住地域の圏域形成は、基本的には市町村の自由意思で決定されるものであり、地域の生活圏域としての基盤の確立や地域の個性を生かして、独創的な地域づくりを実現することを基本として形成されることが重要である。したがって、画一的な基準で連携の範囲を定めるのではなく、流域等の地理的・社会的条件、歴史的背景等の地域の特性や各市町村相互の機能分担、連携の必要性に加え、交通基盤の整備状況や情報のネットワーク化の状況等も考慮しながら、効果的かつ効率的な圏域形成に努める必要がある。

(出典：「21世紀の国土のグランドデザイン戦略推進指針」平成11年6月)

地域づくりの新たな動向

近年では、人々の価値観の変化やライフスタイルの変化にともない、自立的で個性的な地域づくりの取り組みが増加してきている。このような、近年の新しい地域づくりの動向として、以下のような点をあげることができる。

固有の資源を活かした地域づくり

新しい地域づくりでは、「美しさ」がキーワードとなっている。地域の美しさとは、歴史資源や文化資源、緑地資源を含めた総合的な空間の美しさで定義づけられ、この美しさは地域毎に固有の緑地資源によって構成されるものであるといえる。平成 16 年度には、景観法が施行されるなど、それぞれの地域で人と自然との持続的な関係のなかでつくられる「美しい」地域づくりが展開しつつあり、地域固有の資源の再発見や再認識が重要な視点となる。

「美しさ」については、経済性や効率性、機能性の陰でややもすれば忘れられがちであったが、今後の国土政策においては、成熟化した国家に相応しい国土の美しさを実現していくことが極めて重要であると考えられる。その際美しさをランドスケープすなわち、人と自然との持続的な関係の中でつくられる、歴史性や文化性をも含めた空間の美しさという総合的な概念として捉え、また、一律に決まるものではなく、多様性を持つものと認識することが重要である。持続可能な美しい国土は国や地方公共団体だけではなく地域住民、NPO、事業者等の深い理解と責任ある参加を得てはじめて実現し得るものである。このため持続可能な美しい国土を誰がどのような方法で形成していくのかの検討が重要になる。

(略) また「持続可能な美しい国土」を創造するには、国土資源管理、環境対策、自然災害対策、国土利用等多彩な施策を総合的に展開することが必要である。

(出典：国土審議会調査改革部会報告

「国土の総合的点検 - 新しい“国のかたち”へ向けて」平成 16 年 5 月)

現在、多くの過疎地域では、人々が生きがい・自己実現を求めて新しい生活様式を充足する場として、気軽に滞在、居住できるような魅力づくりと受入態勢の整備が進められている。都市と農山漁村の共生・対流を進める中で、過疎地域に期待されているのは、癒しの空間としての生態系を含む良好な環境や美しい農山漁村の景観、さらにはスローライフといわれる地域の暮らしに育まれた生活の知恵を守り、引き継いでいくことである。今後、交流を持続させ一層拡大していくためには、このような都市住民のニーズを的確に把握し、多くのリピーターや交流居住者を獲得する努力が必要である。この場合、地域の魅力を高めるため、地域が有するさまざまな資源・財産をこれまでとは別の切り口から、例えば外来者の関心や評価の視点を加えて、その価値を見直すという作業も重要であろう。

(出典：「今後の過疎対策について～後期 5 力年計画の推進に向けて～」平成 16 年 6 月

: 過疎問題懇談会)

新しいツーリズムによる交流の進展

平成 14 年に策定されたグローバル観光戦略以来、「観光」の広い概念を展開した観光立国施策が進められている。これらの施策には、ビジット・ジャパン・キャンペーンなどの訪日外国人旅行者の増大を目指したことから、日本の魅力・地域の魅力の確立など多様な展開をみせつつある。

そのなかで、「都市と農山漁村の共生・対流」の国民的運動の支援なども含めて、農山村地域の各地においては、地域の農林業資源や伝統的な集落景観や伝統文化を活かし、農林業体験や地域の生活文化の体験を提供するグリーンツーリズムの取り組みが展開されつつある。また、漁村地域においても、地域固有の資源を活かした滞在・体験型のブルーツーリズムの取り組みが開始されつつある。このような取り組みは、交流人口の増加による地域の活性化とともに、農地や山林を保全する上でも大きな役割を担っている。

また、奥山などの貴重な原生的自然をめぐっても、これまでの規制による保全だけでなく、自然体験・学習等を通じたエコツーリズムの取り組みが本格化している。このようなエコツーリズムは、白神山と屋久島の世界自然遺産登録などによってさらに活発化しており、自然環境の保全と活用を両立させた取り組みとして期待が高まっている

このような、新たな都市と農山漁村の交流に関しては、平成 14 年 9 月、「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム(内閣官房副長官、総務副大臣、文部科学副大臣、厚生労働副大臣、農林水産副大臣、経済産業副大臣、国土交通副大臣、環境副大臣)」が設置され、各省連携による施策により、政府レベルでも推進が図られている。

一方、従来の観光地や歴史的街並みが残る地域などにおいても、従来の物見遊山的な観光から、地域固有の歴史や文化を体験できるような新たなツーリズムが展開されつつあり、市民や NPO など新たな担い手が観光や交流の推進に関わるようになってきている。

これらの新たなツーリズムは、いずれも地域独自の資源を活かし、交流人口の増加によって地域を活性化させ、誇りを持って住み続けられる地域をつくっていくものであり、従来の工業誘致などによる定住人口の確保とは異なる新たな地域振興のあり方として重要である。

日本の魅力・地域の魅力の確立

観光交流空間づくりモデル事業

国土交通省は、地域の自助努力により先進的な観光交流空間づくりを省所管のハードとソフトの事業、施策により総合的、重点的に支援する「観光交流空間モデル事業」を平成 15 年度よりおこなっており、これまで 8 地域を選定し、実施している。

一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区の一体推進

各地方支分部局において、一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区の連携により、地域づくり、地域再生を省庁横断的に推進していくため、関係省庁、地方公共団体、経済団体等が連携を図る共通プラットフォームを設置している。

(出典：観光白書：平成 16 年度版)

交流を通じた農林業の展開

中山間地域を中心とした農山村地域では、人口減少や高齢化による耕作放棄地の増加、山林の管理不足などによる国土保全機能の低下、二次的な自然環境の悪化などが顕著となってきており、このような状況に対して、都市住民との積極的な交流が、各地で展開されつつある。

これらには、オーナー制度による「都市住民の楽しみ」と「地域への収益還元」の一体的取り組みや、「農家民泊」などにみられる「地産地消」の取り組みなどがあげられる。また、里山地域に関して、「分区林」*などの都市住民による借地型森林利用の取り組み事例が増加してきている。

農林業や里地里山の自然環境に関心をもつ都市住民が増加しており、またふるさと志向が高まってきていることから、今後もこのような交流による地域農林業展開に向けた取り組みが、さらに活発になっていくことが期待される。

また、定年帰農などにみられるような、多様な交流居住への展開も進みつつあり、新たな地域づくりの動きとして期待されている。

担い手・農地制度の改革

- ・一般の株式会社、NPO等のリース方式による農地権利取得や市民農園の開設主体の拡大を認める構造改革特区については、実施状況等についての調査の結果を踏まえ、弊害が生じないと認められる場合、速やかに全国展開に移行
- ・優良農地の保全及び都市住民の農地利用等の多様なニーズに対応したゾーニング、転用規制のあり方について検討

(出典：農林水産大臣 亀井善之「農政改革基本構想」平成16年5月)

表 1 - 1 交流居住の多様な類型

<p>わが国の中山間地域における地域社会活力の大幅な低下を阻止する手法の一つとして都市住民との連携による活性化が考えられる。これまで各方面から指摘されてきた「交流型」農業農村活性化である。過疎化の進行によって逼塞状況にある地域社会に橋頭堡を築き、それを契機に展開への自立的歩みを開始させようとする施策である。</p> <p>(出典：都市・農業共生空間研究会編著「これからの国土・定住地域圏づくり」平成14年2月)</p>	タイプ		イメージ
	<p>ちょっとだけ 田舎暮らし (田舎で観光・交流型)</p>	<p>観光・レクリエーションや、田舎ならではの自然体験・生活体験、地元住民との交流を目的に、気に入った田舎を年数回、あるいは毎年繰り返し訪れる。1回あたりの滞在日数は、日帰り～2泊程度と短く、既存の宿泊施設(ホテル、旅館、ペンション、民宿、コテージ等)を利用する。</p>	<p>米作り体験のために、春(田植え)・夏(草取り)・秋(刈り入れ)と年数回訪れる。 お気に入りの高原に、冬季はスキー、グリーンシーズンはハイキング等を目的に、年数回訪れる。</p>
	<p>少しじっくり 田舎暮らし 田舎で研修・就業型</p>	<p>技術研修や仕事のため、一定期間田舎に暮らすタイプで、滞在期間は数週間～数ヶ月間と研修や就業内容によって異なる。滞在拠点は、宿泊所付き研修施設、既存宿泊施設、企業が用意する従業員住宅、関係者の自宅へのホームステイ等。</p>	<p>紙漉、織物等の製作者に弟子入りして、半年技術を学ぶ。これを数年間繰り返し、技術を習得し、独立する。冬期間、スキー場やスキー場周辺の民宿で働く。</p>
	<p>ゆっくり、のんびり 田舎暮らし 田舎で滞在型</p>	<p>仕事や教育等の日常生活は都市で行いながら、余暇時間の多くは田舎で過ごす。週末に都市と田舎を往來するタイプと、避暑・避寒・療養のように滞在期間がある程度長く(1～3ヶ月程度)、往來頻度はそれほど多くないタイプがある。滞在拠点は、戸建て住宅(賃貸、持ち家)、リゾートマンション、湯治用温泉旅館等。</p>	<p>都市では集合住宅に住み、田舎に一戸建てのセカンドハウスを持つ。金曜日の夜、車で田舎に出かけ、土・日は地元の方との団らんを楽しみ、日曜日の夜、都市へ戻る。海辺の貸別荘を、毎年夏1ヶ月、冬1ヶ月借りて、避暑・避寒を目的に滞在する。</p>
<p>どっぶり 田舎暮らし 田舎で生活型</p>	<p>仕事の拠点も生活の場も田舎に置き、用事があれば時々都市の住居(こちらがセカンドハウス)を利用する。</p>	<p>田舎でホームページ制作や翻訳の仕事をし、月数回、打合せのために都市の住宅に暮らす。 退職金で田舎に別荘を建て、1年の内ほとんどを田舎で過ごす。通院や孫に会うため、年数回、都市の家で数日間滞在する。</p>	

(出典：交流居住の時代(都市と田舎の新しいライフスタイルのすすめ)より作成)

* 貸し農園における「分区園」を元にした造語で、山林を小区画に分け、都市住民等の活動に供する形態をいう。新潟県上越市「上越市市民の森」の「分区林オーナー制度」などの事例がある。

森林や河川環境への関心の高まりと保全管理の新たな担い手の参加

森林や河川などの自然環境への関心の高まりと共に、湧水や地球温暖化現象やヒートアイランド現象などの都市における環境負荷の増大を受けて、都市住民、NPO等による環境保全活動が活発化している。

このなかには、流域を一体とした上下流連携による水資源保全・管理の取り組みなども展開されている。また、地域の湿地や溜池、農業用水などの身近な自然環境保全に注目した活動も増加しており、各地で地域住民・市民を主体とした保全・再生の取り組みが行われている。

こうした取り組みは、新たな担い手の参画による自然環境の保全管理のあり方として注目されており、自然環境の保全管理を通じた地域づくりの一類型としても位置付けられる。

近年、自然環境の保全に関する問題として社会的な関心を集めた事例の半ば以上が国立公園や国定公園などの保護地域の外における事例です。愛知県「海上の森」の例に見られるように里地里山の価値が注目され、また、干潟などの浅海域や河川・湿原などの陸水域への関心が高まるなど、人々がこのような自然環境に価値を見出しつつあることや地域の自然環境の保全に進んで参加する人々が増えていることなどによって、地域における身近な自然環境の保全が重要視されているものと考えられます。国民の価値観や社会的意識の変化を考えれば、今後も更にこの傾向が強まるものと予想されます。

(出典：地球環境保全に関する関係閣僚会議決定「生物多様性国家戦略」平成14年3月)

緑地資源による新たな地域アイデンティティの形成

地域固有の資源を活かして、住民が誇りと愛着を持つことができる地域づくりの取り組みが各地で行われている。地域で受け継がれてきた何気ない緑地資源や、生活の中で形作られてきた地域特有の風景、地域を象徴するような生き物などを再発見・再評価し、その保全・再生によって地域づくりを進めていくものであり、誇りを持って住み続けられる地域の形成において重要な意義がある。

また、このような地域のアイデンティティの再構築は、他の地域の人々との交流のベースになるものであり、交流と定住の地域づくりにおいて重要な取り組みである。

全国各地において、地域住民が自分たちで考え、判断し、主体となって創意工夫あふれる地域づくりを実践している事例が多数みられます。このような取組は、過疎地域においても極めて重要となっています。このような「住民主体の地域づくり」を起こしていくためには、どのようにすればいいのでしょうか。まず必要なのは、住民が住んでいる地区の状況や課題を自分たちの問題としてとらえ、その改善や解決に向けて自主的かつ意欲的に取り組もうという姿勢とそれを実践する仕掛けです。したがって、まずは地区を見つめ直し考える機会を設けることから始めるのはいいのでしょうか。そのための方法の一つが『地区力点検』です。また、「地区力」とは、コミュニティ機能の維持・強化や地域活動の活性化を図るための源となる「地区の持っている総合的な力(ポテンシャル)」のことをいいます。人、人口動向、地区の活動(住民共同の作業や活動)、地区の資産(共同で維持・管理している施設、山林など)、地区の資源・魅力と考えられるもの(人材、伝統文化、祭り、郷土料理、風景など)等、いろいろな要素が考えられます。

(出典：「地域力点検からはじめる住民主体の地域づくり」：総務省自治行政局過疎対策室)

情報発信拠点の形成と中核都市のゲートウェイ化

新しい地域活性化の手法のひとつとして観光振興が進められている。この観光振興は従来型の物見遊山型から発展して、新しいツーリズムへと展開しつつあることは前述したとおりである。

こうした点から線へ、線から面へと広がっていく新しい交流や観光流動を促進していくためには、地域毎にその魅力を発信することはもちろん、点的、線的な情報発信の手法を面へと拡大していくことが求められている。

この場合の情報発信手法としては、IT技術を用いた高度な先進技術を用いたものから、従来型のビジターセンター等の充実による「face to face」の情報発信など、多様なニーズに応えることが可能な手法が必要とされる。

こうした多様な情報発信を可能とし、これらの拠点形成を進めていくことが期待されているのは、それぞれの圏域における中核都市であるといえる。

このため、各地で利用拠点、情報拠点整備が進められているが、これらの拠点整備によって面的観光流動のゲートウェイ化が図られるものであり、今後は各中核都市等における先進的な取り組みが期待されている。

今、日本の観光地に求められていることは、面的な広がりや重層的な魅力を持ち、一度訪れたら2～3週間滞在したくなるように変貌することである。

観光のあり方が「点から線、線から面」へ広がっていくということは、地理的には、宿から街へ、街から周辺の街へと観光の対象が拡大していくことであり、時間的には、通過・日帰りから1泊2日、1泊2日から連泊、リピーター化・週末住民化・定住へという滞在の長期化であり、地域の経済が潤うものである。

これは「住んでよし、訪れてよしの国づくり」が目指すところでもある。そのためには、まず、地域の関係者（民間企業、地方自治体、観光協会、商工会議所、青年会議所、NPO等）が連携して、自己の魅力がどのような観光客層にアピールできるか、どうすれば期待する観光客層を引き付けられるのかを戦略的に考え、観光コンテンツを充実させたり、新たな観光魅力を発掘したり、美しい景観を整備したり、地域ブランドを振興したり、地域の内外とのネットワークを強化したりする必要がある。

そういった「面的観光地」の整備に自主的に取り組む意欲と能力のある地域だけが、国際競争力を獲得することとなる。国は、このような取組みを加速するとともに、全国に展開するよう、関係省庁が一体となって体系的な支援を行う。

（出典：観光立国推進戦略会議報告書

「国際競争力のある観光立国の推進」平成16年11月：観光立国推進戦略会議）

(2) 日本海沿岸地域の緑地資源の特徴

今後の地域づくりにおいては、地域に継承されてきた自然資源や農林漁業に関わる資源、歴史・文化的な資源を大切に、それらの緑地資源を核として進めていくことが不可欠である。

平成15年度に実施した「『緑の国土軸』推進基本調査」では、日本海沿岸の各地域の緑地資源の現状分析を行い、日本海沿岸地域に共通した緑地資源の特徴の抽出を行った。前年度の調査に加え、近年、日本海地域を襲った災害の教訓を踏まえ、日本海沿岸地域における緑地資源の特徴として以下の5点をあげることができる。

急峻な地形をなす脊梁山地が国土の骨格を形成している

日本海沿岸地域全体を規定する大きな特徴として、この地域の脊梁をなす山地が国土の最も主要な骨格を形成しているという点があげられる。これらの急峻な地形をなす脊梁山地は、大陸からの季節風、大量の積雪や降雨、大陸からの黄砂、大気循環などの自然現象を受け止めており、国土全体の保全において重要な役割を果たしている。

また、この脊梁山地を水源とする豊かな水量を有する河川が地域を潤しており、我が国の水資源、ひいては日本海の海洋資源の保全・管理においても重要な地域となっている。



雪や雨による豊富な水資源によって育まれた豊かな自然がある

大量の雪や雨によってもたらされる水資源によって、豊かな自然環境が育まれ、残されていることも同地域の大きな特徴である。とりわけ、東北から北陸、近畿地方北部にいたる山地では、ブナ林を主とした豊かな落葉広葉樹の森が残されており、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、イヌワシ、ライチョウなどの希少な哺乳類や鳥類、様々な種類の昆虫や植物の生息環境となっている。

一方、近畿から中国地方にかけては、長い歴史の中での、人と自然との関わりによって里地里山の環境が形成されており、多様な動植物が生息する二次的な自然として、貴重な環境が残されている。

また、日本海沿岸地域においては、ユキツバキなどの積雪環境に適応した特有の植物が分布していることも、大きな特徴である。

さらに、海岸域には、渡り鳥飛来地の湖沼、潟湖、湿地が分布し、東北から北陸地方にかけての標高の高い山岳部には高層湿原がみられるなど、湿地に関しても重要な環境が残っている地域である。



自然環境に適応した伝統的な農林漁業が営まれている

日本海沿岸地域の各地では、青森ヒバ、秋田スギ、金山スギ、能登アテ、智頭スギなど特有の伝統的林業が営まれており、独自の技術が継承されているという点も特徴である。

また、美しい棚田や広大な水田など特徴的な農業空間が各地に見られ、現在も多くの地域でこれらの農地が維持されている。

また、良質な水環境を背景として、様々な伝統漁業が継承されており、北陸地方における大敷網などの沿岸漁業、山陰地方における河川や湖沼における伝統漁業などが、現在も盛んに行われている。



厳しい季節風から集落や農地を守るための工夫から生まれた緑地資源がある

同地域では、厳しい季節風などの自然条件に対して、集落や農地を守るための様々な工夫が生み出されてきており、現在も特有の景観が継承されている。

日本海沿岸の各地に屋敷林を配した散居村などが形成されており、地域毎に屋敷林の向きや構成樹種が異なるなど、独特の地域景観が残されている。また、季節風などの地域の気象に対応して、独特の防風林や垣根が残されているのも特徴である。

また、沿岸の漁村集落では、舟屋をはじめとして、地域固有の特徴的な集落景観が維持されている。



都市域を中心として独自の自然環境や生業から積み重ね継承されてきた歴史文化がある

日本海沿岸の独自の自然環境や、自然環境に根ざした生業から積み重ねられてきた歴史文化が継承されており、都市域を中心として近世の城下町や宿場町、北前舟の港町の街並みが残され、保全されているのも大きな特徴である。

また、東北・新潟地方においては縄文時代を中心とした古代遺跡が分布しており、北陸地方においては中世の城館跡や仏教史跡、若狭から但馬地方においては古墳群や仏教寺院、山陰地方においては古墳群や明治維新史跡が継承されるなど、それぞれの地域独自の歴史遺産が残されており、地域の文化景観を特徴づけている。



(3) 日本海沿岸地域の地域づくりの課題

日本海沿岸地域には、美しく豊かな自然や固有の歴史文化が受け継がれるなど、優れた面が多くある一方、今後の地域づくりをめぐって、多くの課題があることも事実である。これらの課題のうち、緑地資源を活用した地域づくりに向けて検討すべき課題は、次の諸点である。

少子高齢化の進展、人口の減少

日本海沿岸地域においては、全国平均を上回るスピードで少子高齢化や人口減少が進行している地域が多く、若年層の人口流出も問題になっている。このことは、豊かな水資源によって育まれてきた緑地資源を維持していくことが困難になっていることを示している。さらに、緑地資源を維持していくための伝統的な技術の継承が困難になってきていることが大きな課題としてとらえられる。このため、行政組織の広域化やITによる課題解決に向けた取り組みが進められている。

平成12年3月に策定された、21世紀の県政運営の指針となる「あきた21総合計画」では、県民一人一人が今を大事に生き、社会に参加し、多くの人々と自由闊達に交流する「時と豊かに暮らす秋田」を目指すべき社会としている。この中では、<人口減少、少子・高齢化>、<労働生産性の低い産業構造>、<自立と開放性が不足している地域社会>という本県の課題が浮き彫りにされるとともに、<世界に発信する産業>、<環境にやさしいライフスタイル>、<人々が楽しく暮らせる社会>への発展が、新しい時代の秋田の可能性として提示されている。

ITはこれらの課題を解決し、新しい可能性を切り開く鍵となり得るものである。その活用や普及により、今まで本県の地域格差の大きな要因とされていた時間・距離の不便さが相当部分解消され、新たな社会が創造されるものと予想できる。例えば、高齢者の豊かな知識や経験を、時間や場所に制限されることなく、それを必要とする人々に伝えるシステムが構築されたとしよう。ここでやり取りされる情報が、埋もれ行く伝統的技術・文化の伝承というような地域の文化遺産の保護につながったり、家族や地域の柵を離れた新しい出会いで孤独感や焦燥感を癒し、癒されるなどの人間関係を築き上げたり、更には、受発信そのものが契約・雇用という形に発展する場合も当然あり得るであろう。このように高齢者の知恵や人生観を仲介として、世代間の連携が拡大されるであろうことは容易に予想できる。

(出典:「あきた21総合計画 時と豊かに暮らす秋田 基本構想」平成12年3月)

丹後活動プランの推進に向けて

バブル崩壊といわれ、かつてない長期不況におそわれた時代、それは同時に我が国の経済・社会の構造的変化が急速に進んだ時代であり、今なお私たちの社会はその変化の途上にある。海外市場の動向は直ちに地域経済に影響を与え、人、もの、情報の動きは加速され、またその範囲は飛躍的に拡大し、産業や就業の基礎条件を変え、更に急激な少子高齢化は経済や財政、そして地域の成り立ちをも変えていく強い動因となっている。変化は摩擦を生み、また可能性を開くが、それらの対応は地域の条件によって当然異なる。しかも多面的な変化が急速に進んでいる現在の我が国においては、戦後作り上げてきた制度や手法、横並び的な発想では、限界があることが明らかになっている。このような時に、時代の流れに翻弄されるのではなく、その中に地歩を固めるには、何よりも自らの立地条件を知るそれぞれの活動体や地域が、主体的に行動していくことが求められている。京都府は、現地・現場主義を掲げ、権限を強化した広域振興局を新たに編成し、いち早くこの課題に取り組んでいる。

宮津市から京丹後市久美浜町に至る京都府丹後広域振興局の活動区域は、その中に様々な特質を持つ各地を包含しつつ「丹後」という共通の地域認識のもとにある。丹後では、織物業、機械金属業、農林漁業、観光・レクリエーションなど、様々な事業活動が組み合わされ、生活の基盤を形成している。それらには蓄積された技術とともに、新たに開発され工夫された分野やノウハウがある。そして何よりも、変化に富み、人々を魅了して止まない海と山と集落、これらが一体となって構成する景観、季節の移り変わり、随所に息づく歴史と文化、温泉など丹後という地域自体がもっている魅力がある。

このプランは、丹後のもっているものを伸ばし、広げ、新たな視点を加え、これを通して「持てるものを誰もが生かせる」「丹後は今日も活動している」という、主体的な地域づくりを提案するものであり、京都府は、民間、公共を問わず、広く丹後の活動主体とともに、このプランを推進し、丹後の新たな時代を共有したいと考えている。

(出典：京都府丹後広域振興局「京都府丹後活動プラン」平成17年3月)

地域がめざす方向

管内では、3市(福知山・舞鶴・綾部)を中心とした地域が、歴史的にそれぞれ独自の生活、文化、経済圏を形成してきました。地方分権による地域間競争が進む中、各々の地域で魅力ある地域づくりを進めることが求められており、今後さらに飛躍をするため、各地域の相互の連携を強化することが必要です。この計画では、各々の地域の魅力が増すこと、そして、魅力を増した各々の地域が連携することで「中丹地域」が一層元気になることをめざします。

そこで、長年にわたり中丹地域で培われてきた特色あるまちづくりや産業振興施策等を継承・発展させるとともに、地域の課題を解決するため、次の10の方策を進めます。(中略)

(8) 少子・高齢化、人口減少社会等に対応した地域づくり

子どもが心も身体も健やかに育つ環境づくりや、高齢者、障害のある人たちが住み慣れた地域・家庭で安心して暮らすことができる仕組みづくりなどを進めることにより、だれもが安心して健康で快適に暮らすことができる地域づくりをめざします。

(出典：京都府中丹地域振興計画「『新中丹』シンフォニー」平成17年3月)

農地や山林の荒廃

人口減少や高齢化等は、中山間地域などで特に顕著であり、その結果として、耕作放棄地の増加や山林の管理不足などの問題が生じている。このため、新たな税の徴収などによって森林整備を進めていくなどの施策が展開されている。また、新規就農者の受け入れを推進するなど、農地や山林の荒廃を防ぐための新たな取り組みが進められている。

山口県では、荒廃が深刻化している森林を、適正に維持・管理し、県民共有の財産として次世代に引き継いでいくため、森林の整備を目的とした独自の政策税制として、平成 17 年 4 月 1 日から「やまぐち森林づくり県民税」を導入します。山地災害の防止をはじめ水源のかん養、快適な生活環境の形成など森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、その恩恵を受けている県民の皆様幅広く税負担をお願いし、県民との協働による「安全で快適な暮らしを守るための森林の整備」という新たな森林づくりを進めていくものです。

(出典：「やまぐち森林づくり県民税の概要」：平成 17 年 3 月)

三方を海に囲まれた本州最北の青森県。世界遺産に登録された白神山地をはじめ、奥入瀬渓流や十和田湖など豊かな自然に恵まれ、色鮮やかに四季が移ろう地域です。水に恵まれた土地だけに食べ物がおいしく、手軽にアウトドアスポーツも楽しめます。そこそこの都会もあり田舎もあるという心地よさと、ふれあうほどに温かい県民性が、渋滞や雑踏、そして無関心とは無縁のほどよい暮らしを提供してくれます。

そんな青森で農業を始めませんか。青森県では、恵まれた環境を生かした魅力いっぱいの農業が展開されており、将来に向けて大きく飛躍していく可能性を秘めています。しかし、農業を始めるためには、技術、労働力、資金、農地、設備など様々な準備が必要なので不安や疑問を感じることでしょう。青森県には、農業に取り組みたいと考える方々を受け入れ、支援していく強力な体制があります。

(出典：「青森県新規就農条例にもとづく取組み」平成 11 年 12 月)

地域経済の低迷

地域経済の面では、長引く不況やアジア諸国の経済的発展にともなう製造工場等の国外移転等により、製造業等の低迷が続いている一方、各自治体においては、近年の財政難にもかかわらず、新たな企業誘致による地域振興等を図ろうとしている。また、新たな地域経済の活性化施策として、構造改革特区などによる農業の企業化、木質バイオマスエネルギーの導入など、緑地資源を活用した地域づくりがその一手法として期待されているといえる。

6 構造改革特別区域計画の目標

安全、安心な農作物の供給、地域農業の振興及び地域の活性化を図るため構造改革特別区域の特例措置を適用することにより参入企業による遊休農地の有効活用を行うことを目標とする。具体的には、

- (1) 農地の有効利用及び荒廃・遊休農地の解消を図るため企業の農業への参入を認め農業の担い手として位置付け、企業、行政、住民が一体となって農業を振興することにより、農地の持つ多面的機能の維持と、地域及び農業の活性化を図る。
- (2) 消費者に対して、生産者の顔が見える安全、安心な農産物を供給するため減農薬もしくは、有機栽培農産物の生産を目指す。
- (3) 農業の企業化により、雇用や生産額を生み出すため、地域内で農産物加工施設等と連携しながら、農産物の生産・加工・販売による農業の6次産業化を図る。
- (4) 地域に根ざした企業が農業経営を行うことにより、外部からの雇用のみならず、地元の様々な人材を雇用、活用することができる。また、繁忙期にはパート雇用の拡大が図られることでU・Iターン者等の定住の促進を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 現在粗放的に生産又は放置されている農地を初年度7ha、5年後には18ha再生する計画で、それに伴う農地の秩序ある農業生産活動が行われることにより地域農業の再生と魅力のある中山間地域の農山村風景を取り戻すことができ、失われつつある地域文化の継承につながる。
また、本町は河川が多く農地の持つ多面的機能の維持をすることにより、洪水の予防、土砂の流出防止に効果がある。
(略)
- (3) 企業、農業者、農業生産法人、農産加工施設、農産物直売所等との連携で、情報、技術、流通等の共有ができコストダウンが望めるため、それぞれ安定した経営が図られるようになり、事業規模拡大につながるものである。

(出典：島根県邑智郡桜江町：桜江農業特区計画)

高齢化・過疎化の進む中山間地域経済の活性化には、地域の資源を活かした新たな産業の創出が重要な課題となっています。本県には、間伐材や、全国第2位の資源量の竹材、製材工場などにおける廃棄木材、更には建設発生木材等、年間供給可能量約30万tもの膨大な未利用かつ永続的に供給可能な森林資源があります。これら森林資源の有効利用は、中山間地域の活性化に大きく寄与する可能性を持っていることから、これら森林資源を「バイオマスエネルギー」として活かし、未利用森林資源の供給からエネルギー利用に至るシステムを構築し、新たな「資源循環型」地域産業を創出することが求められています。

本県の森林資源、地域や産業の特性を活かし、未利用森林資源の供給からエネルギー利用に至る森林バイオマスエネルギー活用システムを構築し、地域で永続的に供給可能な資源を地域のエネルギーとして活用する“エネルギー地産・地消”を目指します。

(出典：「やまぐち森林バイオマスエネルギー・プラン」平成14年3月)

災害に対する脆弱さ

平成 16 年に発生した中越地震や近畿北部地域における水害は、家屋倒壊や浸水等の直接的な被害に加えて、交通網の寸断によって地域が孤立するなど、あらためて地域の災害に対する脆弱さを浮き彫りにする結果となった。また、日本海沿岸地域は、全体に雪の多い地域であり、地震等の被害に加えて、雪による被害の拡大や復旧の阻害などの問題も顕在化した。このため、総合的な積雪の防災対策を策定しながら、雪を資源として捉える新しい取り組みが進められている。

このような災害への脆弱さを乗り越えるための一手法として、森林、農地の有する多面的機能確保への対応が求められているといえる。

1 元気な人が支える雪国

(1) 雪に対する意識の高揚

雪のもつ資源としての価値を再評価し普及するとともに、雪の障害は自助努力と地域共同の力で克服しようとする県民の意識を高揚する。

(2) 冬も元気な健康づくり

食習慣の改善や健康スポーツの奨励、高齢者の健康づくりプログラムの開発などにより、骨粗鬆症や生活習慣病の予防など若いうちからの健康づくりを進め、冬期の疾病やけがの予防に努める。

(3) 雪国を支える人材の養成と確保

世代間交流や地域間交流により暮らしの中の克雪技能の伝承などを行い、子供や元気な高齢者も参加した地域の克雪活動を進める。また、県民を対象とした小型除雪機械操作研修の実施、山間地生活支援ボランティアのコーディネートなどを行う。

(4) 雪国文化の継承と創造

衣食住に関わる越冬生活の知恵など雪国の伝統的な生活文化を伝承するほか、雪景色や雪の造形など富山の冬を再発見し、冬に楽しめるスポーツや文化活動を振興するなど、新しい富山の雪国文化の創造を促進する。

2 安全、安心で快適な雪国

これまで整備してきた雪に強い道路や雪対策施設、資機材などのストックを有効に利用しながら、安全で安心、快適な雪国づくりを推進する。

また、高齢者や障害者をはじめ、冬でも誰もが暮らしやすくまた暮らしたくなるまちづくりを、地域の特色を生かしながら進める。

(1) 安全、安心で快適な雪国のまちづくり

都市部では安全、円滑、快適に通行できるよう、ユニバーサルデザインの観点を導入した雪対策にも配慮した道路網の整備に努めるとともに、山間部では雪崩対策等の防災施設の整備を進め、安全性を確保する。また、雪に強く冬も過ごしやすい住宅の普及に努めるとともに、公共建築物の克雪構造化を推進する。

(2) 交通の確保

駅などに連絡する道路の整備を進めるとともに、公共交通機関の利便性の向上や総合交通需給管理を図る。また、歩行者の安全を確保するため、歩道除雪を進めるほか、県民による自主的な歩道除雪に対し支援を行う。

(3) 情報通信体制の整備

雪に関する情報を的確に県民に提供するとともに、高度な雪情報システム構築の検討を進める。

(4) 除排雪体制の充実

降積雪による交通や生活の障害を防止するため、県民の理解と協力を得ながら道路等の除排雪を積極的に進める。

(出典：富山県総合雪対策：平成 17 年)

(4) 流域圏タイプ毎の地域づくりに必要な取り組み

地域の自然環境や歴史的風土は、流域を中心として形成されており、地域づくりを考える上で、流域圏は重要な単位である。

『『緑の国土軸』推進基本調査』では、流域圏を中心とした地理的な構造に基づいて、日本海沿岸地域全体を、 大中河川 - 大平野・盆地型地域、 中小河川 - 中平野 - 半島型地域、 小河川 - 丘陵型地域、 中小河川 - 小平野・丘陵型地域、 の4つの大きな流域圏タイプに区分した。さらに各流域圏タイプの緑地資源の特徴やそれを活かした地域づくりのあり方について検討し、表1-1に示すような流域圏タイプ毎に地域づくりに必要な取り組みを抽出した。

表1-2 流域圏タイプ毎の地域づくりに必要な取り組み

	大中河川 - 大平野・盆地型地域	中小河川 - 中平野 - 半島型地域	小河川 - 丘陵型地域	中小河川 小平野・丘陵型地域
コンセプト	大河川が織り成すネットワークを活かした地域づくり	山岳から海へ、そして半島また海へのダイナミックな地域づくり	コンパクトな流域で歴史が重ねられ多様な生き物と共生する地域づくり	なだらかな山地、風そして海流が生み出した地域づくり
原生的自然	・国立公園区域をはじめとした原生的な自然を対象としたエコツーリズムの推進 ・原生林の再生等を通じた緑地資源の質の向上	・立山・白山等の国立公園区域をはじめとした原生的な自然を対象としたエコツーリズムの推進 ・原生林の再生等を通じた緑地資源の質の向上	・丹後半島や上山高原などの原生林・二次林の再生等を通じた緑地資源の質の向上	-
山間地・中山間地・山麓部の災害対応	・雪害対策、治山・治水対策等の事業による緑地資源の整備・再生等による地域づくりのための資源創出の推進 ・山麓部周辺での防災事業の推進	・雪害対策、治山・治水対策等の事業による緑地資源の整備・再生等による地域づくりのための資源創出の推進 ・山麓部周辺での防災事業の推進	・雪害対策、治山・治水対策等の事業による緑地資源の整備・再生等による地域づくりのための資源創出の推進	・雪害対策、治山・治水対策等の事業による緑地資源の整備・再生等による地域づくりのための資源創出の推進
森林里山	(豊かな森林資源の多様な活用) ・国産材の積極活用による林業振興 ・森林オーナー制度・ボランティア制度等の活用による森林の再生の推進 ・木材資源としての活用に留まらず、資源リサイクル等の推進	(流域圏レベルでの森林の再生) ・神通川をはじめとした各河川上下流域住民の交流を通じた森林の再生の推進 ・森林オーナー制度・ボランティア制度等の活用による森林の再生	(流域圏レベルでの森林の再生) ・由良川や円山川等における上下流域住民の交流を通じた森林の再生の推進 ・森林オーナー制度・ボランティア制度等の活用による森林の再生	(流域圏レベルでの森林の再生) ・日野川や斐伊川等における上下流域住民の交流を通じた水源の森をはじめとした森林の再生の推進 ・森林オーナー制度・ボランティア制度等の活用による森林の再生
河川・湖沼・ため池	(大河川流域の一体的な利活用) ・岩木川・米代川・雄物川・最上川・阿賀野川・信濃川等の流域全体での特色ある地域づくりの推進 (身近な生活環境における希少動植物の保全・活用) ・里山や里地、湖沼や用水等農業関連施設での希少動植物の保全・活用の推進	(身近な生活環境における希少動植物の保全・活用) ・里山や里地、湖沼や用水等農業関連施設での希少動植物の保全・活用 ・各地にある希少動物に配慮した農業関連施設の再整備の推進	(身近な生活環境における希少動植物の保全・活用) ・豊岡盆地をはじめとした里山や里地、湖沼や用水等農業関連施設での希少動植物の保全・活用	(身近な生活環境における希少動植物の保全・活用) ・里山や里地、湖沼や用水等農業関連施設での希少動植物の保全・活用
農業・農村資源	(多様な農産資源の活用) ・リンゴやモモなどの果樹、ホップ・ベニバナなど様々な工芸作物等の当該地域独自の農産資源の活用の推進 (農村集落の資源の保全と活用) ・飯豊や仙北などの散居集落、茅葺集落や独自の生垣・屋敷林などの民有緑地資源の保全のための制度・事業の創出を通じた活用の推進	(農村集落の資源の保全と活用) ・砺波平野散居村や能登半島などにおける棚田をはじめとする自然環境に対応した田園空間の保全再生 ・自治体独自の砺波平野散居村における保全施策への支援 ・遊休農地の再生や棚田の活用によるグリーンツーリズムの推進 ・地域資産としての農業関連施設の再評価プログラムの実施	(農村集落の資源の保全と活用) ・丹後半島などにおける棚田をはじめとする自然環境に対応した田園空間の保全再生 ・遊休農地の再生や棚田の活用によるグリーンツーリズムの推進	(農村集落の資源の保全と活用) ・出雲平野の築地松集落や中国山地の棚田などの農村集落景観の保全 ・自治体独自の出雲平野築地松集落における保全施策への支援 ・遊休農地の再生や棚田の活用によるグリーンツーリズムの推進
漁業・海岸関連資源	(海岸林の新しい保全・活用) ・海岸林の新たな管理保全方策検討と体験プログラム等での活用の推進	(漁業・海岸景観の活用) ・能登半島をはじめする漁業資源や海岸景観等を活用した海のツーリズムの推進	(漁業・海岸景観の活用) ・若狭湾・香住海岸等を中心とした漁業資源や海岸景観等を活用した海のツーリズムの推進	(漁業・海岸景観の活用) ・隠岐地方や境港などの漁業資源や海岸景観等を活用した海のツーリズムの推進 ・江の川をはじめとする河川・湖沼・ため池等における伝統的漁法の継承とこれらを活用した体験プログラム等での活用の推進
歴史文化資源の活用	(中世歴史資源の活用) ・数多く存在する縄文から中世にかけての歴史文化資源の保全・活用・ネットワーク化等による地域づくりの推進 (歴史的街並み形成の推進) ・秋田県角館町をはじめとした重要伝統的建造物群保存地区等での総合的な歴史文化資源活用の促進 ・山形県金山町をはじめとした自治体独自の街並み景観形成施策への支援による利活用の推進	(中世歴史資源の活用) ・数多く存在する中世から戦国期に由来する歴史文化資源の保全・活用・ネットワーク化等による地域づくりの推進 (歴史的街並み形成の推進) ・世界遺産や重要伝統的建造物群保存地区等の総合的な歴史文化資源活用の促進 ・福井県をはじめとした自治体独自の街並み景観形成施策への支援による利活用の推進	(歴史的街並み形成の推進) ・重要伝統的建造物群保存地区等の総合的な歴史文化資源活用の促進 ・兵庫県をはじめとする自治体独自の街並み景観形成施策への支援による利活用の推進	(古代・中世歴史資源の活用) ・出雲古墳群をはじめとする古代出雲文化圏の遺跡の一体的な保全と活用の推進 (歴史的街並み形成の推進) ・萩市や松江市、津和野町等の城下町や重要伝統的建造物群保存地区等における歴史的街並み景観形成と利活用の推進
自然エネルギー	・環境負荷軽減を目的とした、日本海沿岸地域に吹く風力エネルギーを活用した発電事業等の推進	・環境負荷軽減を目的とした、日本海沿岸地域に吹く風力エネルギーを活用した発電事業等の推進 ・富山平野・加賀平野・福井平野の豊かな用水及び用水施設を活用した小規模水力発電事業等の推進	・環境負荷軽減を目的とした、日本海沿岸地域に吹く風力エネルギーを活用した発電事業等の推進	・環境負荷軽減を目的とした、日本海沿岸地域に吹く風力エネルギーを活用した発電事業等の推進
鉱山資源	・奥羽山地の銅をはじめとした鉱山資源の活用の推進 ・秋田県・新潟県の海岸部における油田・ガス田等のエネルギー資源及び遺産活用の推進	-	-	・石見銀山、たたら製鉄など山間地における鉱山資源活用の推進、世界遺産登録を目指した活動の推進

(5) 環日本海の視点よりみた「緑の国土軸」形成のあり方

日本海沿岸地域は、冷温帯に属するブナ林の存在、区域を特徴づけるユキツバキなどの固有種、高い動物層の固有性、氷河期から残された依存種ならびにシベリア大陸からの鳥類の飛来など、環日本海で捉えるべき多様な自然環境を有している。

一方、近年では、北東アジアにおける急激な経済発展にともない、対岸諸国との経済や文化の交流が活発化してきており、環日本海地域における交流圏が形成されつつある。しかしながら、対岸諸国ではその経済発展にともない、大気汚染や水質汚濁、酸性雨の発生などが拡大してきている。

また、生活区域の拡大や生活様式の変化にともなって、森林の伐採等も進行しており、緑地の縮小や砂漠化も問題となっている。このような対岸諸国における環境の変化は、黄砂現象の発生、地球温暖化、気候の変化などをもたらし、日本海の海洋資源や沿岸地域の緑地資源に影響を与えつつある。また原油流出事故の発生や放射性廃棄物の海洋投棄などによる日本海の海洋資源に対するダメージも懸念される。

一方、中国では、荒れ山や砂漠化した耕地を林や草原に戻す「退耕還林」の政策が進められているなど、対岸諸国でも環境の保全・再生に向けた取り組みが開始されつつある。今後は、日本海沿岸地域における「緑の国土軸」の形成とともに、対岸諸国との連携によって、協働の環境調査、環境保全に関する技術協力、日本海の海洋資源保全に関する協力など、パートナーシップに基づく取り組みを進めていく必要がある。また、これらの取り組みによって、環日本海における緑地資源や海洋資源を保全するとともに、適切な資源活用を通じて、環日本海諸国の経済的、文化的交流をさらに進めていくことが重要である。

第4区域：本州中北部日本海側

冬期の多雪によって特徴付けられる区域である。本州の中ではもっとも寒冷で、冷温帯に属し、年降水量は中位である。夏緑樹林が発達し、特にブナ林はこの区域を特徴付ける植生である。白神山地、十和田湖・八甲田山や飯豊山地、白山などには大面積のブナ林が広がっている。動物相は本州、四国、九州の他区域と共通して動物相の固有性が高く、カモシカ、ツキノワグマなどが生息する。

第5区域：北陸・山陰

暖温帯に属し、年降水量は中位だが冬期の積雪が多い。この区域の生物学的特性を示す植生はスダジイやウラジロガシなどからなる照葉樹林であるが、現在では隠岐島などにわずかに見られるのみである。標高の高い芦生や氷ノ山、大山などにブナ林が見られ、区域を特徴付ける植物としてユキツバキなどが挙げられる。動物相は本州、四国、九州の他区域と共通して動物相の固有性が高く、ツキノワグマなどが生息する。

(出典：地球環境保全に関する関係閣僚会議決定「生物多様性国家戦略」平成14年3月)

国際的協力で、海洋環境保全へ

日本海及び黄海は、その沿岸諸国にとって、漁業資源、海上交通、レクリエーションの場等の恩恵をもたらしている共有財産である。

しかしながら、近年、沿岸地域では、工業化の進展や都市部への人口集中、漁業や海上交通による利用の拡大等に伴い、今後の海洋環境の悪化が予想されるほか、石油タンカーの沈没等の海難事故が増加傾向にあり、豊かな漁業資源や沿岸地域の観光等に重大な被害を及ぼすことが懸念されているところである。

環日本海時代の到来を迎え、このような事柄から、海洋汚染を防止し、環境の保全を図っていくことは、沿岸に居住する者にとって共通の使命であり、そのためには、沿岸諸国や地域、各種団体等が連携協力し、すべての主体の参加のもとに国際的な取り組みとして各種の事業を展開していくべきであるとともに、それらに対応するための拠点づくりが必要であると考えられる。

このため、財団法人環日本海環境協力センターでは、現在及び将来の人間が日本海及び黄海がもたらす健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好な環境が将来にわたって維持されるよう、沿岸諸国や地域等との連携のもとに、沿岸地域の流域管理をも視野に入れた日本海及び黄海における海洋環境保全に寄与しようとするものである。

(出典：財団法人環日本海環境協力センター設立趣旨)

2 「緑の国土軸」形成の基本方向

(1) 考え方

地域づくりの社会的潮流や新しい動向、日本海沿岸地域の緑地資源の特徴および地域づくりの課題、環日本海の視点よりみた「緑の国土軸」形成のあり方、に関する検討に基づいて、以下に「緑の国土軸」形成に関わる地域づくりの基本方向について述べる。

日本海沿岸地域に求められている地域づくりの方向性は、その豊かな自然環境や歴史文化などの地域固有の資源を活かし、多様な主体の参画によって自立的な地域づくりを進めていくこと、特に農山漁村の地域環境を活かした多自然居住地域を形成していくことである。さらに市町村や府県の境界を越えた連携により、交通基盤の整備、情報・人材交流の促進、広域的な観光圏域の形成等によって、それらの地域づくりをネットワークし、新たな国土軸を形成していくことである。

その際、地域づくりのベースとなる日本海沿岸地域固有の資源とは、国土の骨格となる脊梁山地や豊かな水環境に育まれた自然環境、自然に適応して営まれてきた農林漁業や生活の工夫から形作られてきた生活文化、そして自然環境や生業から積み重ねられてきた歴史文化などの資源である。

日本海沿岸地域は、20世紀の都市と産業の過度の拡大に見舞われることが少なく、今なおこれらの緑地資源が継承されており、同地域の発展可能性は、これらを活かした地域づくりを進めていくことにある。また、これらの緑地資源は、流域圏ごとに一定のまとまりがあり、今後の地域連携は、このような自然や歴史に基づいたまとまりをベースに進められていく必要がある。

一方、同地域は、少子高齢化の進展、人口の減少、農地や山林の荒廃、地域経済の低迷、災害に対する脆弱さなど、我国の抱える様々な課題が、特に顕著に現れている地域でもある。

このため、既に各地で開始されている緑地資源を活かした地域づくりの芽を大きく育て、これらの課題に対応していくことが必要である。

また、「緑の国土軸」形成の取り組みにおいては、発展の著しい対岸諸国との関係を深め、日本海を取り巻く大きな視点で、連携と協力を進めていく必要がある。

このような緑地資源を活かした地域づくりとそのネットワークによって形成される日本海沿岸地域の未来像を、「緑の国土軸」という言葉で表現することができる。

このことから、

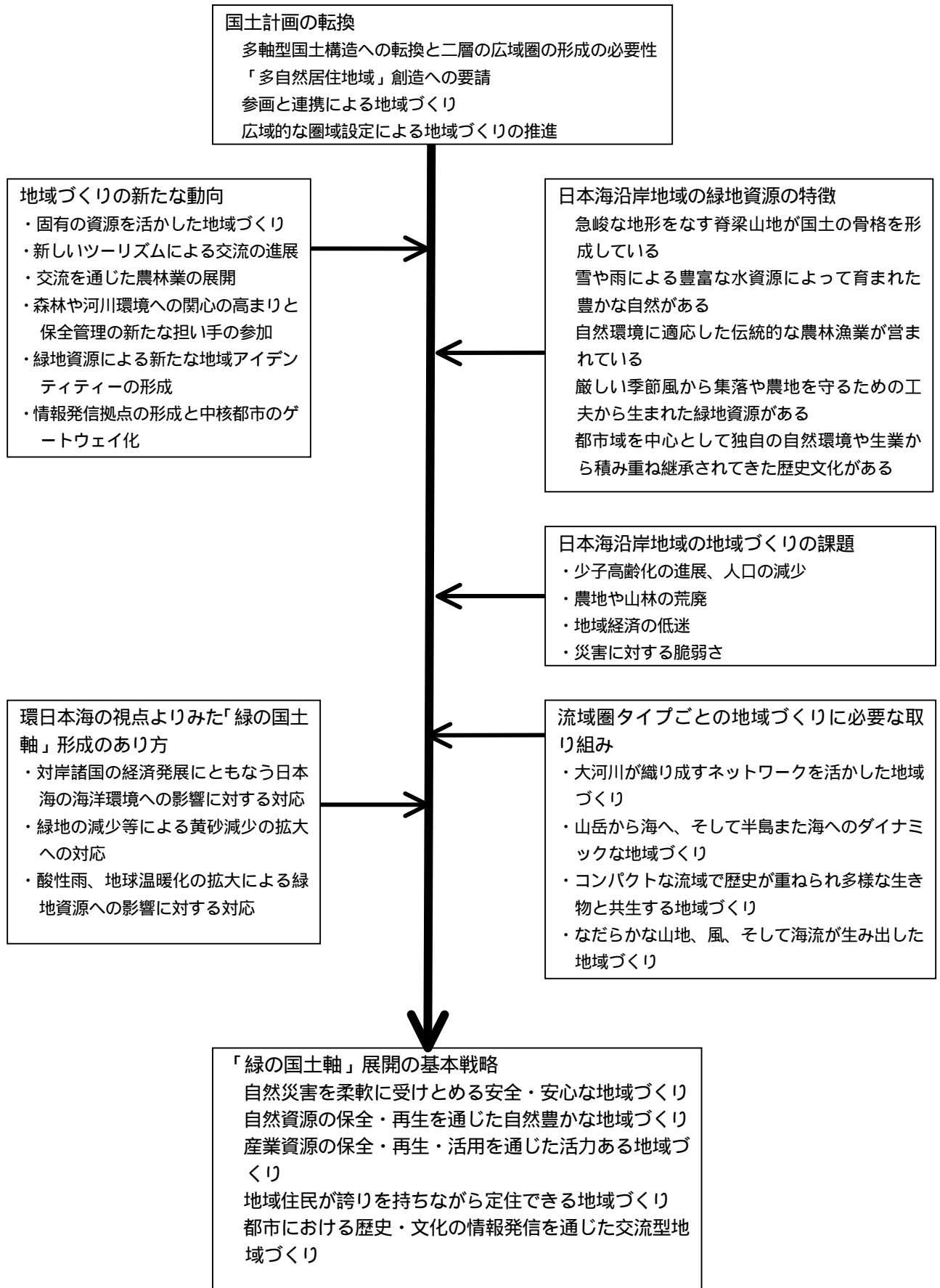
「緑の国土軸」とは、

<p>地域固有の自然、産業、歴史文化等の緑地資源を活かした自立的な地域づくりを進めること。それらの地域を交通、情報、交流等のネットワークや、豊かな森と海によってつなぐことにより、魅力と活気のある地域の連なりを形成していくこと。</p> <p>日本海沿岸地域固有の自然と文化の骨格をより強固に構築していくことによって、各地域間の地域づくりが支えられ、さらに交流と定住を進め、活性化していくこと。</p>
--

と位置付けられる。

このような位置付けのもと、「緑の国土軸」形成に関わる地域づくりの基本的な方向性検討の流れは、次のように示される。

図1-2 「緑の国土軸」形成の基本的考え方



(2)「緑の国土軸」展開の基本戦略

自然災害を柔軟に受けとめる安全・安心な地域づくり

～国土保全への対応：自然災害から産業や生活を守る緑地資源の保全・継承～

日本海沿岸地域では、国土保全上の重要性や、地震、風水害等の危険性に対応するために、防災機能を有する森林の保全、林業の保全・育成に取り組むことにより、地すべり等を防止し、森林の水源涵養機能の向上によって洪水等の防止を図る必要がある。さらに、国土の骨格をなす脊梁山地全体の自然環境を保全し、安全・安心な国土づくりを進めることが重要である。

その際には、流域圏を単位として森林環境や水環境の保全に取り組み、上下流の自治体や市民、NPO、上流地域の住民や漁業関係者など、多様な主体の連携によって取り組みを進めていく必要がある。

また、水田などの農地も水資源保全や国土の保全において重要な役割を担っており、日本海地域の各地に見られる河岸段丘や海岸丘陵地の棚田、あるいは河川流域の水田などの保全・活用を進めていくことも重要である。

また、流域圏を単位とした水資源保全の取り組みを各地に広げ、日本海全体の海洋資源につなげるとともに、環日本海を視野に入れた取り組みを進めていくことも重要である。

自然資源の保全・再生を通じた自然豊かな地域づくり

～生物多様性への対応：多様な生物の生息環境として緑地資源の保全・再生～

日本海沿岸地域には、脊梁山地を中心に貴重な原生的自然が残されており、これらの自然環境の保全を多様な主体の参画と連携によって進めていく必要がある。同地域には、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、イヌワシ等の希少動物の生息環境が残されており、これらの地域に関わる広域的な市町村の連携によって、生息環境のつながりを確保し、「緑の回廊」を形成していく必要がある。

また、これらの自然環境は、エコツーリズム等による交流の資源としても重要であり、その保全・再生とともに、適切な利活用によって地域づくりを図っていくことが重要である。

また、渡り鳥の飛来地や水生動植物等の生育地など、多様で身近な生態系が残されている地域でもあり、市民やNPO等多様な主体の参加によって、それらの河川、湿地等の保全・再生を進めていくことも必要である。

産業資源の保全・再生・活用を通じた活力ある地域づくり

～農山村の資源管理への対応：多様な主体の参画による森林、農地等の保全・再生・活用～

同地域には、棚田などの農地や特有の林業資源など、多様で豊かな里地里山の資源が継承されているが、全国を上回る過疎化や高齢化の進行によって耕作放棄地の増加や山林の荒廃、集落そのものの衰退などの問題が生じている。一方、都市住民の間では、農林業や農村文化への関心が高まっており、都市住民との交流に基づいた農林業および農山村保全の取り組みが展開されつつある。

地域の農林業やそれに関わる生活文化資源を活かし、オーナー制度の導入やボランティアなどの参画、グリーンツーリズムの推進、NPO等による農業参画など、多様な農業主体の導入により、遊休農地等の再生や有効活用を進め、地域を活性化させていくことが重要である。

また、豊富な水資源を背景として、沿岸や河川、湖沼において特有の漁業や漁村景観が継承されており、これらを活用したブルーツーリズム等を推進していくことも重要である。

地域住民が誇りを持ちながら定住できる地域づくり

～自立的な地域づくりへの対応：地域アイデンティティの継承、確立～

高齢化や人口減少が進行する中で、今後の自立的な地域づくり、多自然居住地域の創造においては、誇りを持って住み続けられる地域の形成が大きな課題になっている。

一方、日本海沿岸地域には、独自の自然環境や生活文化の中で生み出され、継承されてきた資源が各所に見られる。

これらの地域に内在した緑地資源を再発見・再評価し、地域住民の参画によって保全・再生・創出を図り、誇りの持てる地域をつくっていくことが重要である。

これらの緑地資源は、ひとつひとつは小規模であるが、それらを再評価する活動などによってネットワークしていくことが重要であり、交流拠点やネットワーク路の整備などとあわせて、地域全体のアイデンティティとして継承・確立していく必要がある。

都市における歴史・文化の情報発信を通じた交流型地域づくり

～都市と地方の交流及び観光立国への対応：多様な伝統的景観の継承と景観形成～

近年では、観光立国の提唱などを背景に、地域独自の歴史文化資源を活かした交流による地域づくりが展開されつつある。また、地域経済の低迷や産業の空洞化の中で、このような交流による地域の振興は、ますます重要になってきている。

一方、日本海沿岸地域には、都市域を中心として、近世の城下町などの史跡や歴史的な街並みがよく残されている。これらの都市域の文化財等を核として、都市全体の街並み形成を進め、観光地としての魅力を向上していくことが重要である。また、その際には、市民やNPOなどの多様な主体の参画によって、案内ガイドやイベントの開催など、地域の歴史や文化をより深く味わうことが出来るような新しいサービス等を提供していくことも重要である。

また、地域の中核となる都市においては、景観形成などを通じてその魅力を向上していくとともに、地域の交流のゲートウェイとして、情報発信力の強化、集客拠点の整備などを図っていく必要がある。

第2章 「緑の国土軸」形成の具体化方策の検討

本章では、「緑の国土軸」形成の基本戦略を受け、既に各地で取り組まれている先進的な地域づくりに向けた萌芽・動向を踏まえ、「緑の国土軸」形成の具体化のための方策を検討した。

1 「緑の国土軸」形成に向けた地域づくりの原則

緑の国土軸形成とは個別の地域課題を解決することは勿論、絶えず他地域との関係を意識し、これらがネットワーク化されることにより<安全・安心><緑豊か>で<活力ある><定住><交流>型の日本海沿岸地域を目指すことにある。

このため、個別の地域づくりにあっては、以下の原則が貫かれていることが重要である。

固有の緑地資源の保全・再生を通じて地域づくりをすすめること

日本海沿岸地域は、世界遺産に見られるように、日本国内のみならず、世界にも通用する固有の資産を有し、その保全に向けて様々な施策が展開されている。

日本海沿岸地域における緑地資源は、その気象条件や地形条件、さらにはこれまでの地域の人々の絶え間ない取り組みによって、地域に固有の資源となっている。

このため、地域固有の多様な緑地資源の保全、失われつつある緑地資源を再生し、さらに活用することを通じた地域づくりを進めていくことが原則となる。

地域資源の再発見・再認識を通じて地域の活性化を進展させること

地域づくりの核となる緑地資源とは、それぞれの地域に普遍的にみられるものであるが、これらの資源のうち既に顕在化しているものもあるが、地域の中では未だに埋もれているものも数多くみられる。これらの資源として「存在」するものの価値に気づき、新しい光をあてることによって、地域の活性化につなげていくことが重要である。

このため、これまでの価値観や評価では、埋もれていた様々な資源を再発見、再認識する過程を通じて、地域の個性を浮かび上がらせ、誇りや愛着の形成、ならびに地域の活性化につなげていくことが原則となる。

多様な主体の参画と連携によって推進すること

多自然居住地域は、二次的自然によって多様性に富んだ生態系を形成する役割、国土保全の役割、地域ごとの歴史文化を保持する役割、資源を活用した産業を生かして暮らす場を形成する役割など多様な役割が期待されている。こうした期待される役割を地域づくりに取り込んでいくためには、多様な主体の参画と連携で地域づくりが進められていることが重要である。

このため、地域住民や行政のみならず、企業、市民団体やNPOなど、多様で広範な主体の参加、あるいは、複数の市町村の広範な連携によって進められていくことが原則となる。

また、地域づくり事業の推進においては、多様な分野の事業を連携させ、ハード整備とソフト事業が一体となった取り組みを進めていくことが重要である。

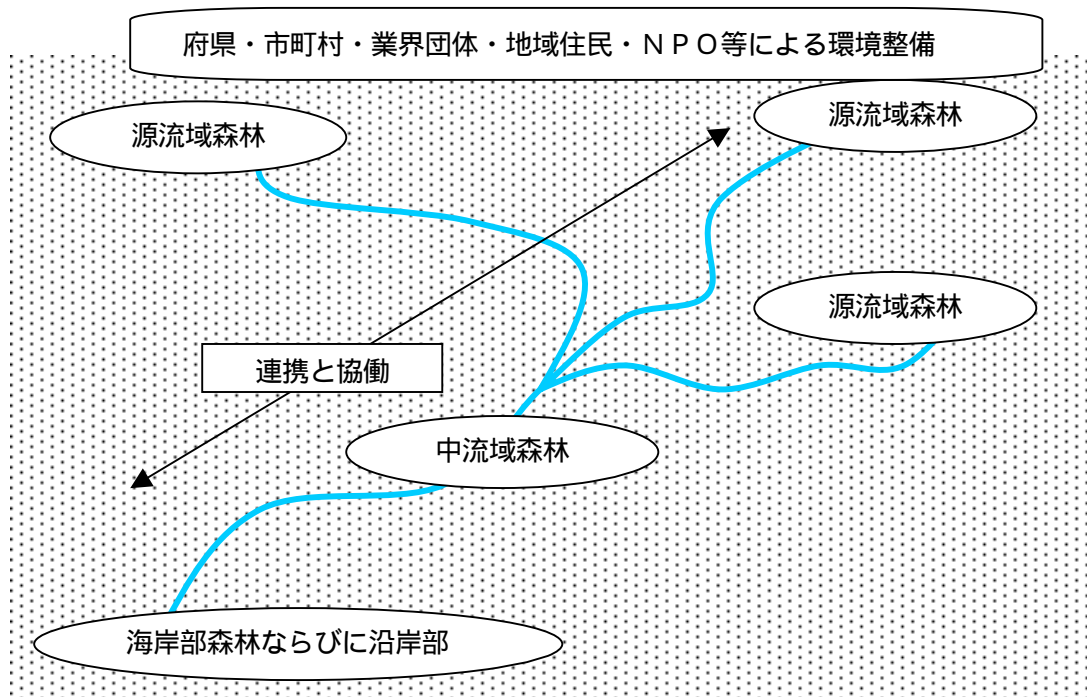
2 具体化に向けた施策展開

「緑の国土軸」形成に向けた施策展開を以下のとおり設定する。

(1) 上下流連携による地域づくり施策の推進

広域圏連携の具体策として河川の上下流域の連携による森林整備、あるいは「森は海の恋人」に代表される漁業者と林業者の連携などにより、それぞれの地域の活性化と地域交流が生まれている。この場合の施策展開のポイントは、幅広いソフト事業の展開、市民参加活動への支援などにある。

図2 - 1 上下流連携施策のイメージ



(具体の展開例)

- ・富山県の布施川、仏生寺川、神通川、庄川の各流域においては、林家や森林組合、漁業関係者、地域住民など多様な主体による協議会が形成され、流域を一体とした森林整備が推進されている。
- ・島根県斐伊川流域では、上下流の市町村間の森林整備協定に基づき、森林所有者と分収造林契約を締結し育成複層林整備を実施している。さらに協定締結森林においては、上下流地域住民による植樹活動など、交流による保全活動も取り組まれている。

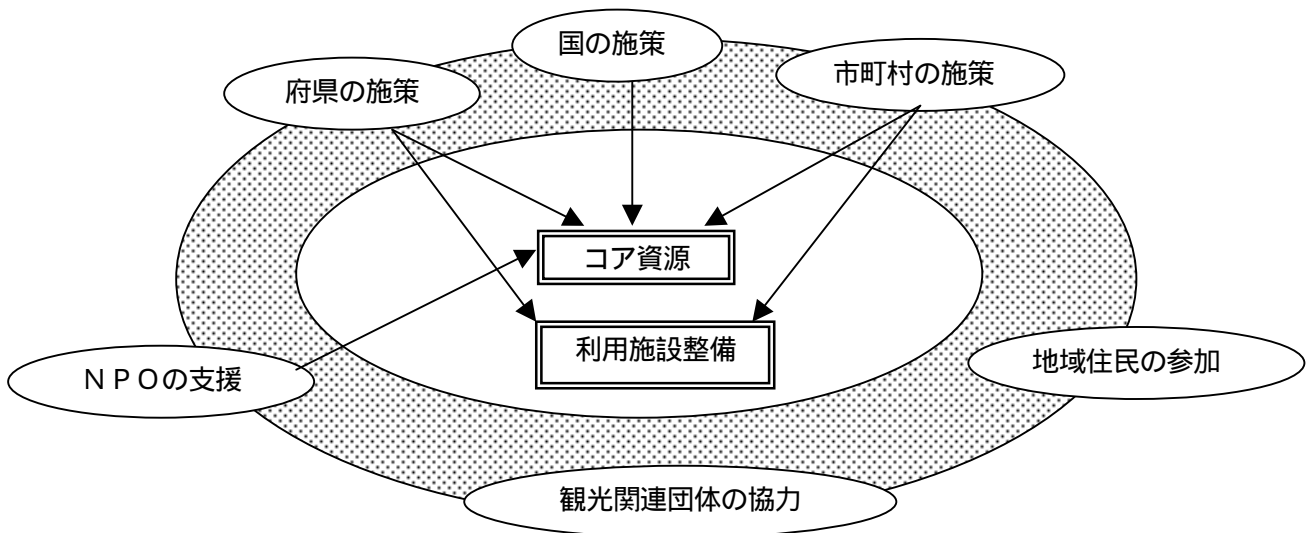
(2) 拠点となる資源に関わる各種保全施策・基盤整備施策の投入

貴重な自然環境が地域づくりのコアとなる場合は、その規模が大きいもので、国内のみならず世界的な価値が見出せるものである。これらの資源を保全するためには、当該自治体のみならず、国、府県などの保全施策が連携することによって初めて実現するものである。また、小規模な資源であっても貴重な野生生物等の生息地でも、府県、市町村などの保全施策の連携が必要となる。

このため、自然環境保全施策、自然公園施策等の国の施策とあわせて、府県や市町村の独自の自然環境保全施策が重ねて投入されていると共に、貴重な自然環境を国民・市民が享受するため、基盤施設整備や交流・利用のための施設整備などに、府県、市町村が連携して取り組むことが求められる。

また、こうしたコア的な資源を活用するために地域住民や NPO によるガイドの育成策等が当該自治体で推進されているなど、ソフト施策の展開も重要な地域づくりのポイントである。

図 2 - 2 拠点資源保全施策のイメージ



(具体の展開例)

- ・世界自然遺産に登録された白神山地に位置する青森県鱒ヶ沢町の取り組みが先進的である。同地では、「資源活用林業構造改善事業」の活用により、利用拠点施設として「ミニ白神」が整備されて、地元の人材を活かしたソフト事業として、トレッキングガイドツアーが行われている。また、白神山地周辺の農山漁村の資源を活かし、多様な農林漁業体験のメニューが用意されるなど、エコツーリズムとグリーンツーリズムを組み合わせた交流の推進が取り組まれている。
- ・鳥取市湖山池公園では、都市公園整備とあわせて、湖山池周辺の風景再生のため、市、鳥取大学、NPO、漁業者などが連携した多様な取り組みが展開されている。

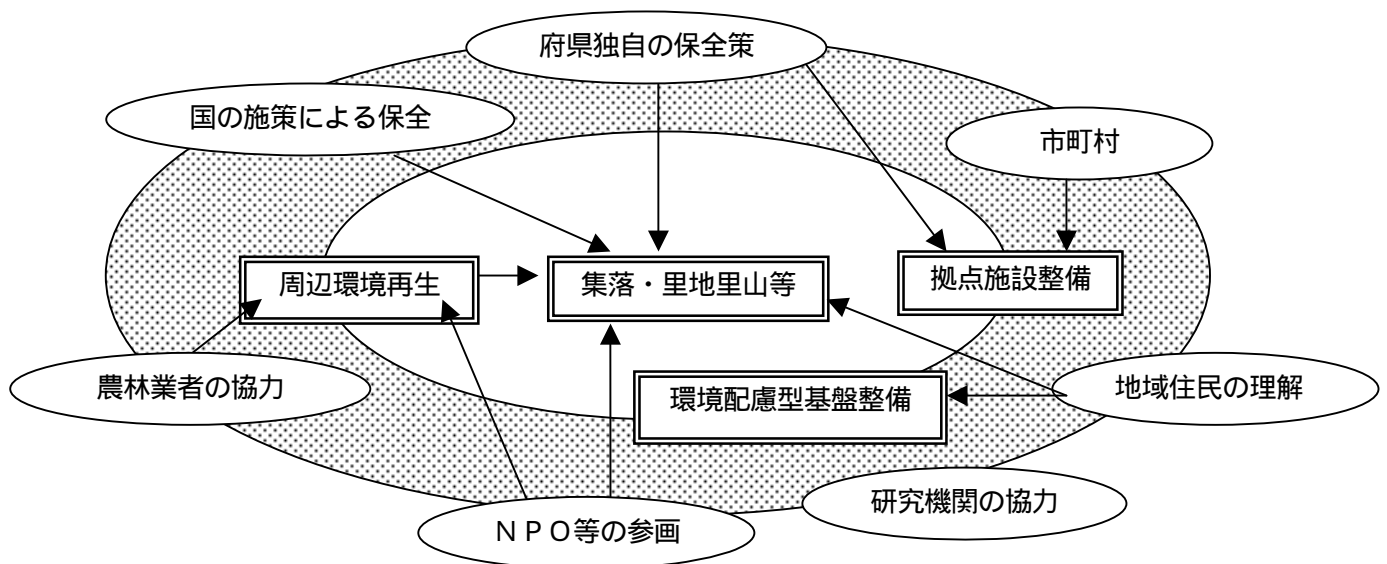
(3) 集落地域等における多様な環境の一体的保全整備施策の展開

中山間地域を中心とした農山村地域では、美しい集落景観、広がりのある農地景観、生活のなかで培われてきた文化景観、二次的自然環境に生息する野生生物生息地などの保全を通じた地域づくりを推進するため、農地、森林、ため池、集落などの保全整備に係る施策を一体的に展開することが求められる。

これらの地域では、地域住民が身近な集落景観や農地・屋敷林・森林、トンボなどの野生生物の生息地への関心を高め、それらの保全に理解を示すだけでなく、府県や市町村の独自の保全策を展開することによって、新たな地域づくりの資源としている。

こうした保全施策の展開には研究機関の協力や NPO などの参画も大きな推進力となっており、府県や市町村がこうした多様な主体のまとめ役を担っていくことがポイントとなる。

図 2 - 3 一体的環境整備施策のイメージ



(具体の展開例)

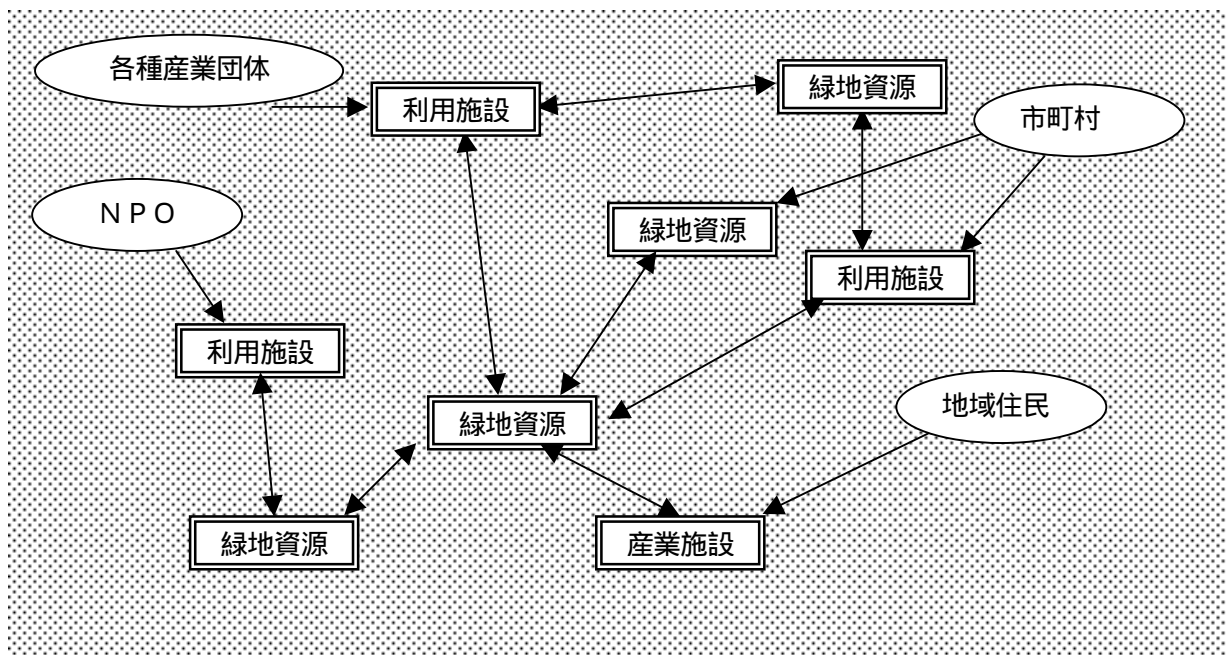
・青森県尾上町の生垣保全、京都府伊根町の船屋集落の保全、さらには富山県氷見市のトンボ生息空間保全などがあげられる。また、富山県五箇山や福井県一乗谷朝倉遺跡のように、国指定の歴史的資源の保全をかねてから進めていたものの、これらの歴史資源を取り囲む雪持林・茅場の保全や農地環境保全の機運を高めることによって、新たな地域活性化へとつないでいる例などが特徴的である。

(4) 資源のネットワークによる地域づくり施策の推進

点在する小規模の固有資源単体では地域づくりの起爆材となるまでにはいかない場合には、これらの小規模固有資源を情報発信、ネットワーク路整備などで結びつけ、地域づくり施策を推進していく新しい取り組みが求められる。

ここでは、点在する緑地資源に新しいテーマを与えること、利用施設を整備すること、各種産業団体による利用施設の運営、地域住民による農林漁業に関わる産業施設の運営など、地域間の人の流動を促すと共に、新たな就業機会の提供に寄与する施策が重要である。

図2-4 資源ネットワークによる地域づくり施策のイメージ



(具体の展開例)

- ・全国でも有数の巨木が多い山形県最上地方では、最上地方を「巨木の里」と命名すること、ソフト事業として取り組まれている「森のコンサート」の開催などによって、交流人口の増加に成果をあげている。
- ・富山県では、自生種サクラに光をあて、新たな名所づくりを目指している。
- ・新潟県妻有地方では、「環境芸術」をテーマとした世界芸術祭の成功によってその名前を全国に知らしめることに成功している。

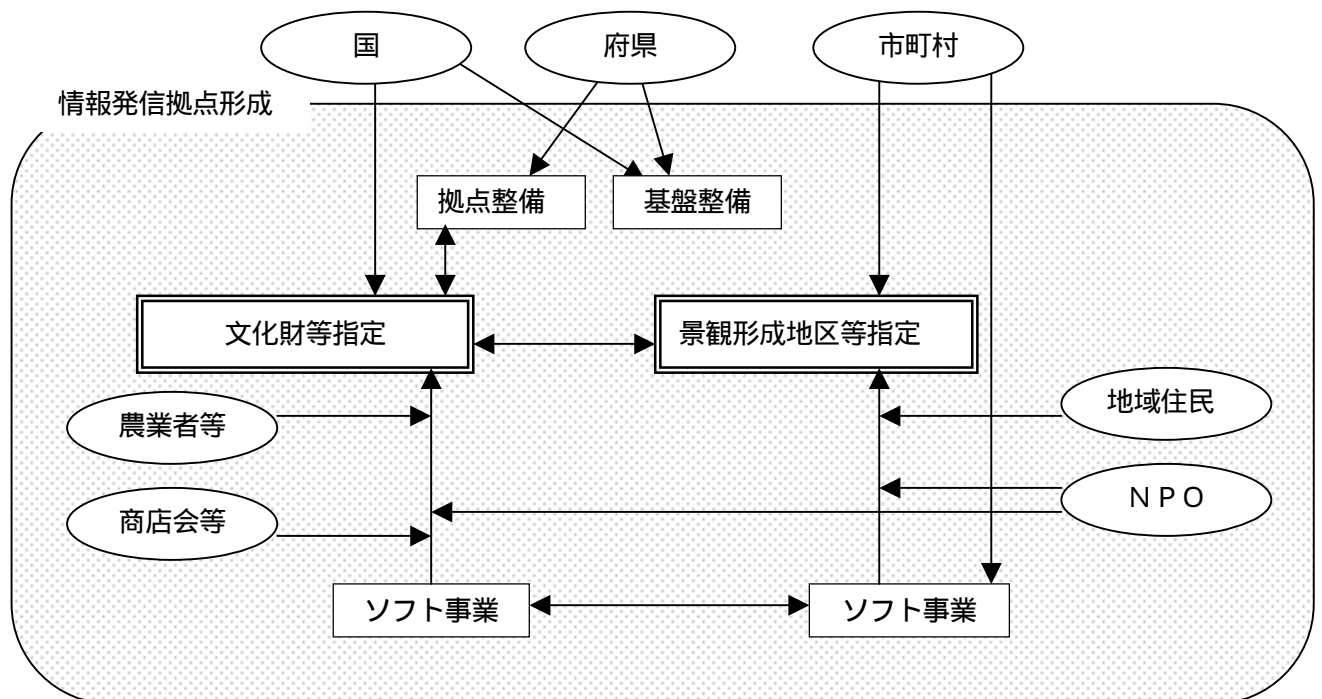
(5) 情報発信拠点の形成施策の展開

歴史資源や緑地資源などを街区単位で有する都市では、当該街区の活力を市域全体あるいは、周辺市町村へ波及させることによって、情報発信機能としての都市の拠点化が求められている。

この場合には、歴史的資源等の保全是主として法制度により担保するとともに、これらの資源利用のための拠点整備や基盤整備を広域連携の下に進める必要がある。

また、自治体独自の景観形成に係る地区指定等によって、市域全域へと観光客を呼び込み、地域活性化に向けた波及効果を高めたり、地域住民、商店会、NPO などによる多様なソフト事業の展開による、新たな都市観光の展開を図ることが重要である。

図2 - 5 情報発信拠点形成施策のイメージ



(具体の展開例)

- ・兵庫県出石町における景観形成地区指定によって、地域の産物や景観を求めて、人口を上回る観光客を呼び、そのことによって地域周辺も含めた整備の促進に成功している。
- ・新潟県村上市では、城下町の武家屋敷の保全と町屋の再生や活用によって地域にあらたな観光客を呼び込んでいる。

3 「緑の国土軸」形成を目指す戦略的地域づくりの類型

上記の原則、施策展開を踏まえ、「緑の国土軸」形成に向けた個別地域における戦略的地域づくりを進めるにあたっては、地域の基盤となる資源と地域の立地特性を十分に踏まえながら進める必要がある。

「緑の国土軸」形成を目指した戦略的地域づくりとして、以下の6タイプを設定して取り組んでいくこととする。これらの各タイプの地域づくりが日本海沿岸地域の各地で活発に取り組まれ、それぞれの活動が交通や情報、交流のネットワークによってつながることによって、「緑の国土軸」は形成されていく。

表2 - 1 戦略的地域づくりの類型化

地域づくりのタイプ	基盤となる地域資源	地域の立地	地域づくりのポイント
上下流連携タイプ	・上流域の森林を主として、河川やその流域の水田等	・上流の山間地域および流域全体	・流域を単位とした上下流自治体の連携や多様な主体の参加によって、国土や水資源の保全を推進する。
拠点資源保全タイプ	・世界自然遺産地域や自然公園等の原生的な森林、湖沼や湿地	・山間地域 ・湖沼や湿地	・優れた自然環境が残っている地域を拠点として、その周辺を含めた自然資源の保全・再生・活用を行う。
集落一体保全タイプ	・農林漁業に関わる産業資源を中心に、集落景観や歴史資源、農村環境に関わる希少生物など多様	・里地里山地域	・地域の農林漁業を中心に、それに関わる集落景観や自然資源、歴史資源などを一体的に保全・活用し、交流や地域アイデンティティの向上を推進する。
資源ネットワークタイプ	・点在する小規模な自然資源や河川等	・多自然居住地域を中心とした比較的広い範囲	・地域に分布している特徴的な資源を再発見し、それらをネットワークすることにより、地域アイデンティティの向上や交流を推進する。
情報発信タイプ	・歴史的な街並みや伝統的な家屋等	・都市地域	・都市域において、歴史的な街並み等を保全・活用し、新しいタイプのツーリズムに取り組むことによって交流や観光を推進する。
その他	・歴史資源、自然資源	・都市地域、郊外地域	・歴史資源、自然資源等を公共施設として担保することにより、保全・活用する。

第3章 モデル圏域の設定による「緑の国土軸」推進方策の検討

日本海沿岸地域における「緑の国土軸」形成の推進のためには、今後の地域づくりを先導する「モデル圏域」を各地で設定し、これらのモデル圏域において先進的な地域づくり事業を展開していくことが有効である。これらのモデル圏域における事業によって、周辺における地域づくりを誘導し、広域的な交流を促進し、それらの地域をネットワークすることによって「緑の国土軸」の形成を推進する。

1 モデル圏域の設定を通じた推進方策の流れ

モデル圏域の設定による事業化の推進においては、各モデル圏域において、次の図3-1のような流れによって圏域を設定し、事業を行うこととする。以下に、モデル圏域における事業の流れについて述べる。

「緑の圏域」の設定

モデル圏域の設定にあたっては、流域圏に基づいた地理的圏域を基礎として検討を行うこととする。流域圏では、歴史の中で一定の共通性のある風土が形成されてきており、また、地域の自然環境は、上流の森林から中下流の農地や都市、海まで、流域の水循環によってつながっているなど、地域づくりを進める上で基礎的な圏域となるからである。この流域圏に基づいた圏域を「緑の圏域」とする。

モデル圏域の設定

「緑の圏域」を基礎として、広域行政圏のまとまりや歴史的経緯、資源のタイプ・立地条件を検討することにより、モデル事業を実施する「モデル圏域」を設定する。

モデル圏域における地域資源の詳細把握

モデル圏域内の地域資源の分布状況や保全の状況を把握し、その保全・活用方策を検討するための基礎とする。

関係主体の協議の場の形成

協議会等を設置し、関係市町村、利害関係者、市民団体、NPO、企業等の多様な主体の協議の場を形成することにより、参加と連携による地域づくりの推進体制を構築する。

地域づくりの目標および推進方策の検討

上記の協議会等の場において、地域づくりの目標や具体的な推進方策について検討を行う。

地域づくりの事業について検討

地域づくりの目標に沿って、具体的な事業の内容について検討を行い、各事業に関して国や府県の支援事業メニューの活用や市町村単独事業の適用などについて検討を行う。

地域戦略の策定

地域づくりに目標に沿って、具体的な事業の内容を決定し、地域づくり戦略を策定する。この際、施策や事業の目標を明確にし、一定の評価指標を設定しておく。

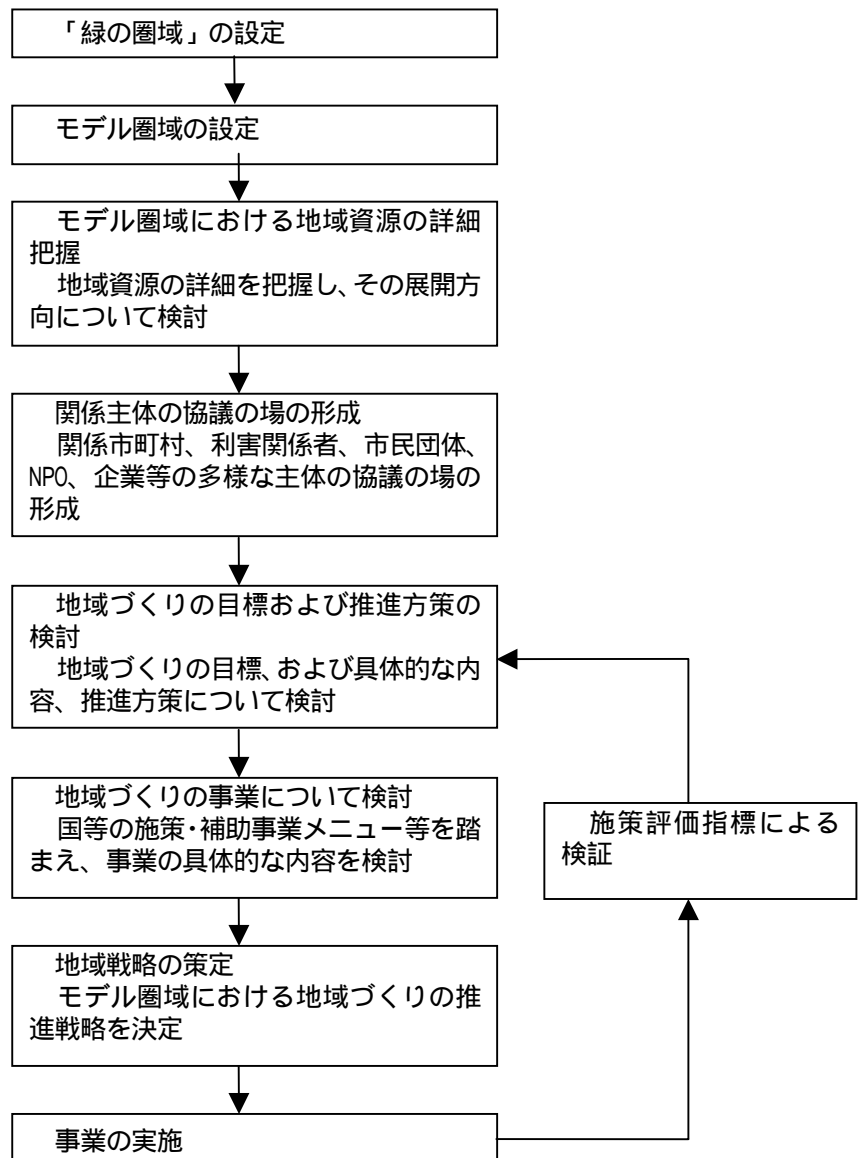
事業の実施

府県や市町村によるハード的な整備事業、および多様な主体の協働によるソフト事業を一体的に実施する。

施策評価指標による検証

事業実施後、施策評価指標に基づいた評価を行う。例えば施策目標が交流の促進であった場合、交流人口の増加率等を指標として評価を行い、施策の効果について検証を行う。さらに、評価結果に基づいて地域戦略を再検討することにより、効果的・効率的な事業推進を図る。

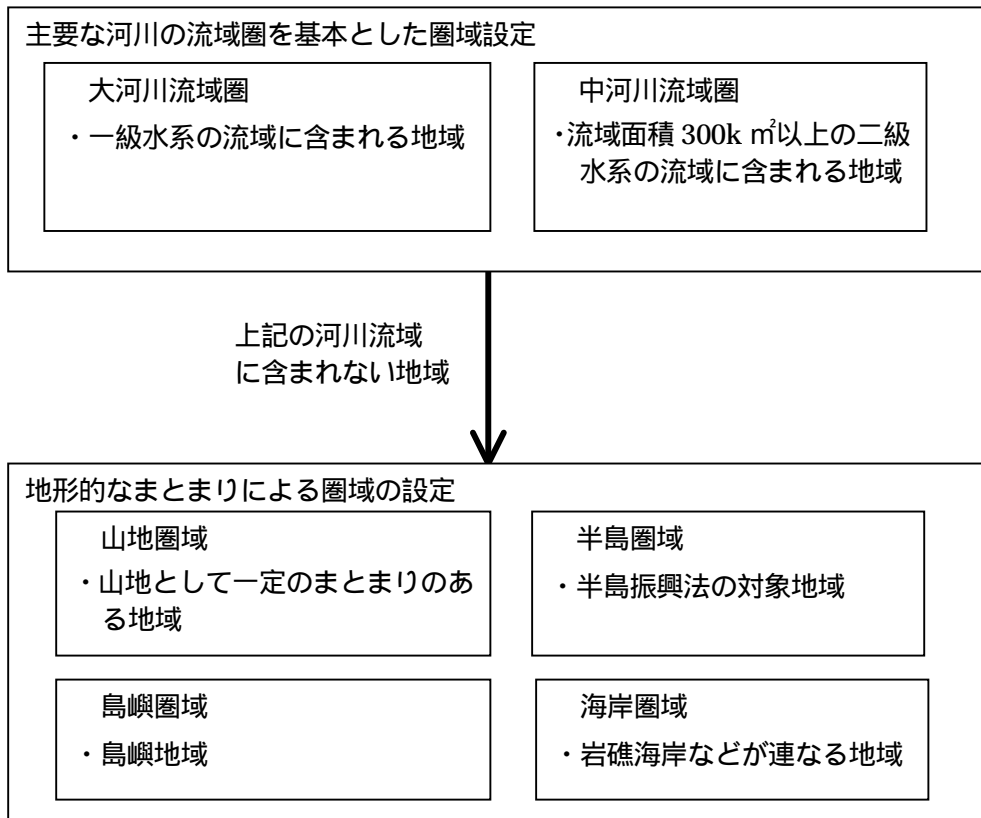
図3 - 1 モデル圏域における事業化のフロー



2 流域圏を基本とした「緑の圏域」の設定

流域圏を基本にした、地域づくりの基礎となる圏域を「緑の圏域」とし、日本海沿岸地域における「緑の圏域」の設定を行った。「緑の圏域」は、一級水系の流域および一定規模以上の流域面積のある二級水系の流域を基本として設定し、上記の水系の流域に含まれない地域については、山地、半島、島嶼、海岸など、地形的なまとまりから圏域を設定した。日本海沿岸地域における「緑の圏域」について以下に示す。

図3 - 2 「緑の圏域」設定手順



大河川流域圏

県名	流域圏	流域面積	流域人口
青森県津軽地域	1 岩木川水系	2,540 k m ²	約 48 万人
秋田県	2 米代川水系	4,100 k m ²	約 28 万人
	3 雄物川水系	4,710 k m ²	約 35 万人
	4 子吉川水系	1,190 k m ²	約 8 万人
山形県	5 最上川水系	7,040 k m ²	約 100 万人
	6 赤川水系	856.7 k m ²	約 12 万人
新潟県	7 荒川水系	1,147 k m ²	約 4 万人
	8 阿賀野川水系	7,730 k m ²	約 59 万人
	9 信濃川水系	12,006 k m ²	約 295 万人
	10 関川水系	1,142 k m ²	約 21 万人
	11 姫川水系	721 k m ²	約 2 万人
富山県	12 黒部川水系	667 k m ²	約 7 万人
	13 常願寺川水系	368 k m ²	約 3 万人
	14 神通川水系	2,735 k m ²	約 38 万人
	15 庄川水系	1,153 k m ²	約 3 万人
	16 小矢部川水系	682 k m ²	約 30 万人
石川県	17 手取川水系	795 k m ²	約 4 万人
	18 梯川水系	289 k m ²	約 11 万人
福井県	19 九頭竜川水系	2,930 k m ²	約 67 万人
京都府北部地域	20 由良川水系	1,880 k m ²	約 30 万人
兵庫県但馬地域	21 円山川水系	1,300 k m ²	約 15 万人
鳥取県	22 千代川水系	1,190 k m ²	約 20 万人
	23 天神川水系	490 k m ²	約 7 万人
	24 日野川水系	870 k m ²	約 6 万人
島根県	25 斐伊川水系	2,070 k m ²	約 44 万人
	26 江の川水系	3,900 k m ²	約 20 万人
	27 高津川水系	1,090 k m ²	約 4 万人

流域面積および流域人口は国土交通省河川局ホームページのデータによる。

<http://www.mlit.go.jp/river/index.html>

同省河川局による流域の定義は、「降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のこと」である。なお、複数の県にまたがる水系の流域人口に関しては、他県の人口も含む。

福井県北川水系は、一級河川であるが、流域面積が小さいため圏域とはせず、越前・若狭海岸圏域に含まれるものとした。

中河川流域圏

県名	流域圏	流域面積
新潟県	・三面川水系	664 k m ²
	・加治川水系	346 k m ²
富山県	・片貝川水系及び	169 k m ²
	早月川水系	134 k m ²
山口県長門地域	・阿武川水系	695 k m ²

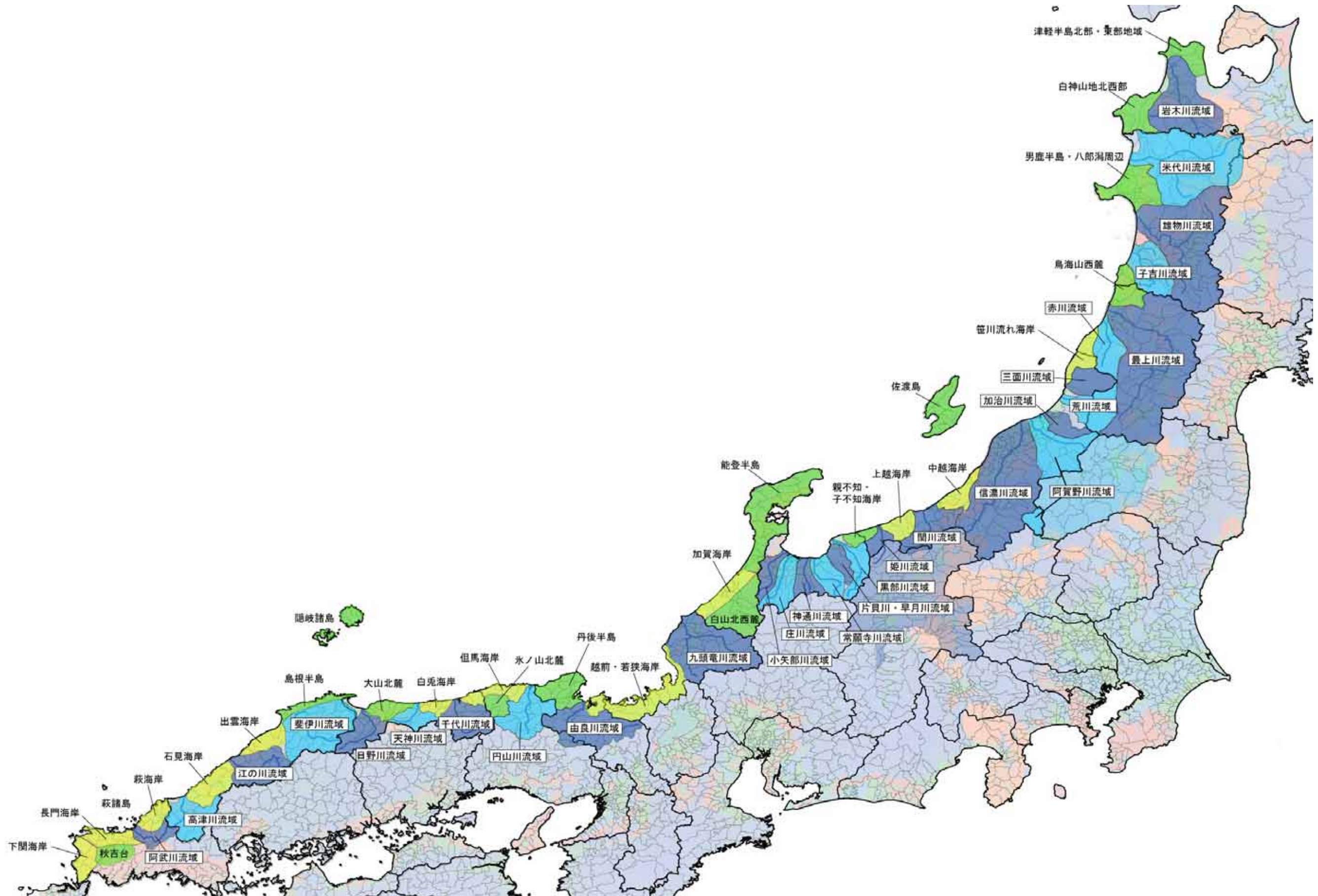
富山県片貝川および早月川水系は条件が似通っているため、両水系を合わせて一つの圏域とした。

～ 山地・半島・島嶼・海岸圏域

地域に代表的な山塊がある場合には、その山地を中心として圏域の設定を行った。また、海岸圏域については、概ね海岸から 20 km 程度を目安として設定した。

県名	山地圏域	半島圏域	島嶼圏域	海岸圏域
青森県津軽地域	・白神山地北西部	・津軽半島北部・東部		
秋田県	・烏海山西麓（秋田県側と山形県側を含む）	・男鹿半島および八郎潟周辺		・笹川流れ海岸（山形県の一部を含む）
山形県				
新潟県			・佐渡島	・中越海岸 ・上越海岸
富山県				・親不知・子不知海岸（新潟県側と富山県側を含む）
石川県	・白山北西麓	・能登半島		・加賀海岸
福井県				・越前・若狭海岸（京都府の一部を含む）
京都府北部地域		・丹後半島		
兵庫県但馬地域	・氷ノ山北麓			・但馬海岸（鳥取県の一部を含む）
鳥取県	・大山北麓			・白兔海岸
島根県		・島根半島	・隠岐諸島	・出雲海岸 ・石見海岸
山口県	・秋吉台		・萩諸島（見島・大島・相島・櫃島）	・萩海岸 ・長門海岸 ・下関海岸

図3 - 3 日本海沿岸地域における「緑の圏域」

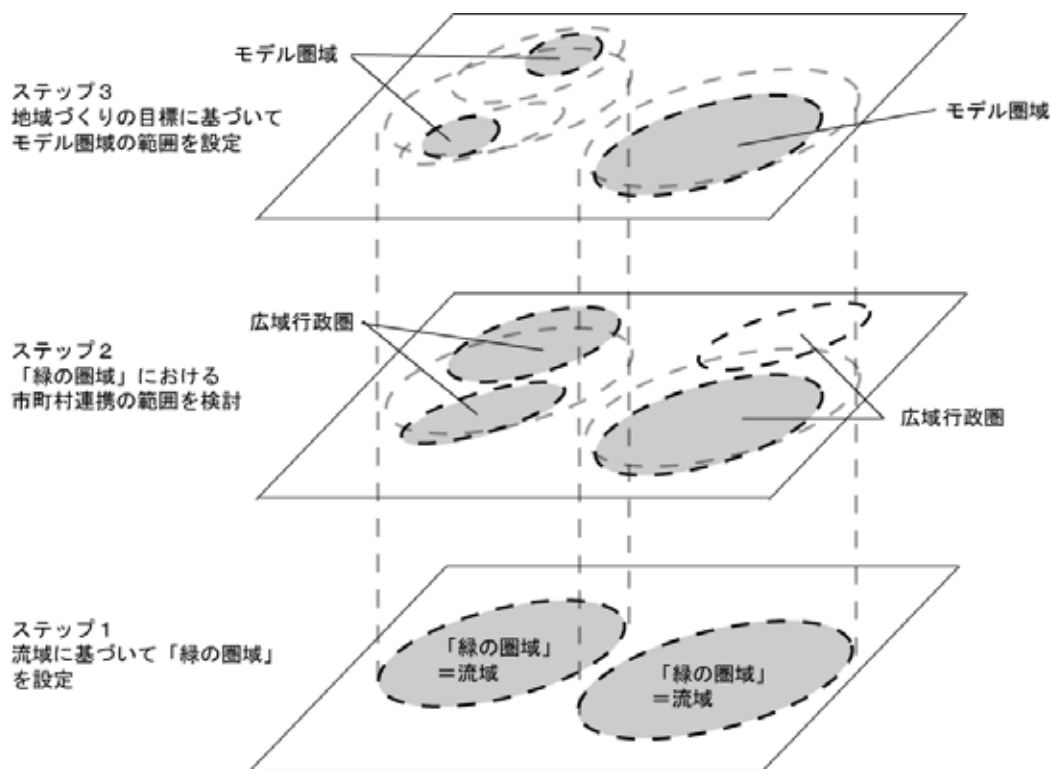


3 モデル圏域設定手法

(1) モデル圏域設定の視点

モデル圏は、下図のようなステップを経て設定する。まず、「緑の圏域」を基礎として、広域行政圏の範囲を重ね合わせることで、市町村連携の範囲を検討する。次に、緑地資源のタイプや地域の立地条件を踏まえて、地域づくりのあり方を検討し、地域づくりの目標に応じて圏域を設定する。

図3 - 4 モデル圏域設定の視点



(2) 地域づくりの目標に基づいたモデル圏域の設定

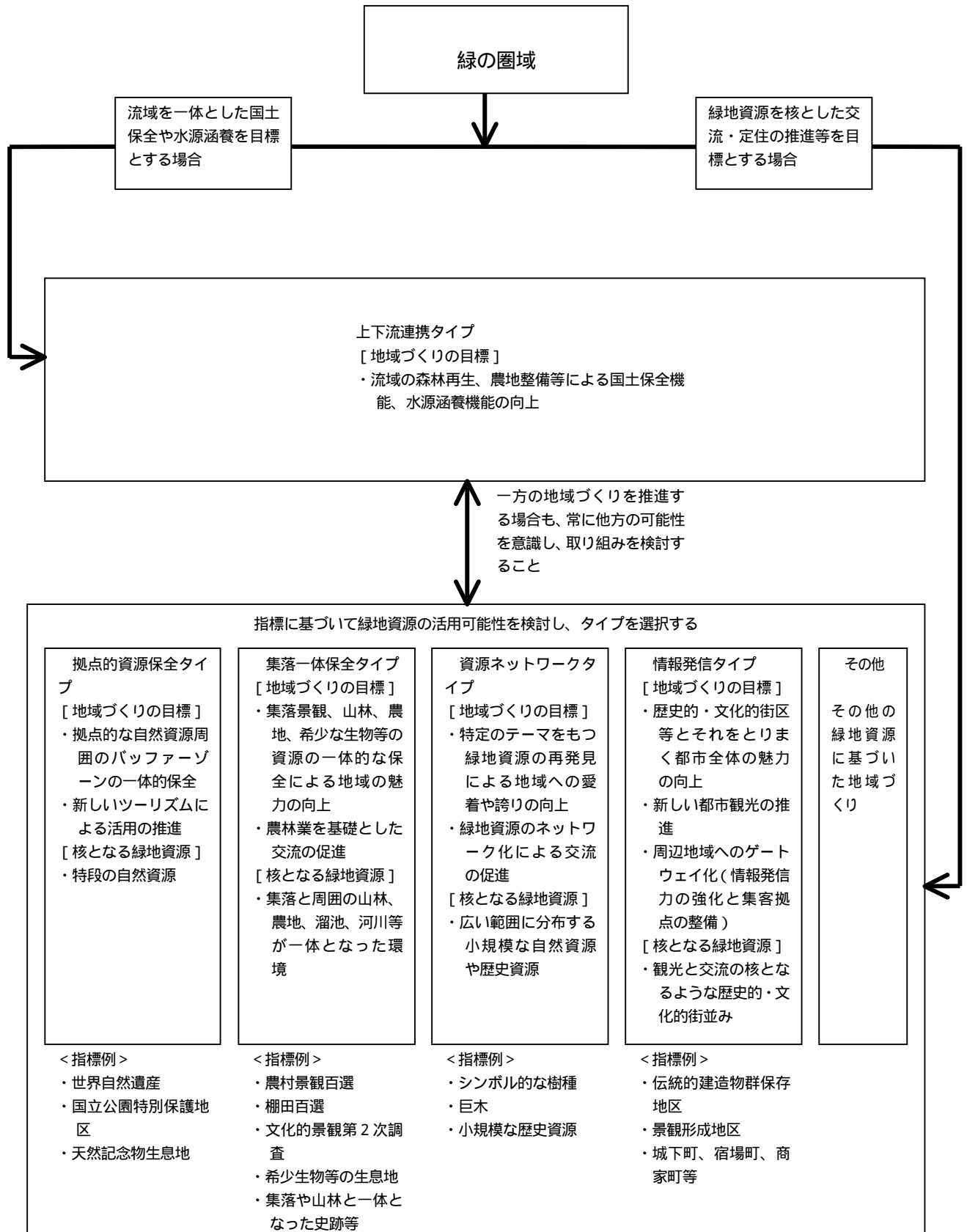
「緑の圏域」を基礎として設定したモデル圏域には、図3 - 5に示すように、2つの方向が考えられる。

流域を一体として、国土保全機能、水源涵養機能を向上させることを目標とする場合には、上下流連携タイプのモデル圏域によって事業を推進する。圏域の範囲は流域に関わる市町村の全域とする。

緑地資源に基づいて地域の魅力を向上させ、交流や定住を進めていくことを目標とする場合には、指標に従って地域の緑地資源の活用可能性について検討し、図の ~ からモデル圏域のタイプを選択して事業を行う。活用可能な多くの資源がある場合、複数のタイプの地域づくりを推進し、それらの連携を図る。

緑地資源を活用した地域づくりを推進する場合にも、常に流域を一体とした取り組みについて意識し、可能ならば、上下流連携タイプにも取り組むものとする。同様に、上下流連携タイプに取り組む場合にも、緑地資源を活用した地域づくりの可能性について、常に意識しながら事業を推進する。

図3 - 5 緑の圏域を基礎としたモデル圏域設定の流れ

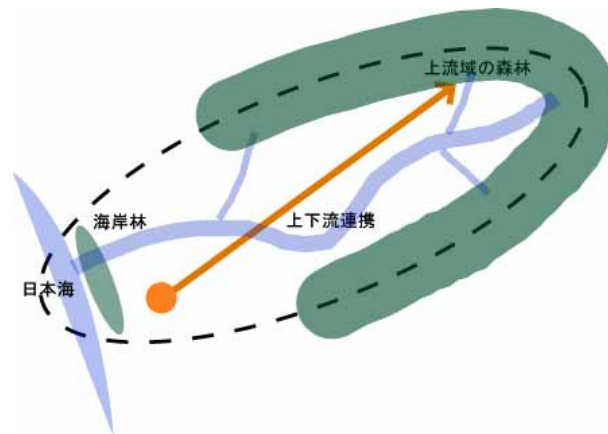


4 モデル圏域における地域づくり推進戦略

(1) 流域圏に基づく地域づくり～上下流連携タイプ

「緑の圏域」は、主に河川の流域を基に設定している。これらの流域環境を一体的なものとして捉え、流域内の森林再生や農地整備等による国土保全機能、水源涵養機能の向上を目標とするものである。したがって、モデル圏域は、源流域の森林から河川区域、海岸や海岸林までを含む流域全体によって構成される。

また、圏域に関わる行政上の範囲は、流域に含まれる各市町村の全域となり、上下流の自治体の連携によって事業を推進する。



森林整備事業の実施

上流域の森林整備事業を実施し、森林の水源涵養機能や防災機能等の向上を図る。例えば、各府県の造林補助事業による森林整備事業の推進、「保安林改良事業」(林野庁)や「複層林型保安林整備推進事業」(林野庁)による、複層林の造成事業を実施する。

利活用の拠点施設の整備

多様な主体の参加による森林整備の推進を図るため、利活用の拠点施設の整備を行う。例えば、「むらづくり維新森林・山村・都市共生事業」(林野庁)を活用し、都市住民が一定期間山村に滞在して、森林整備等に参加するための活動拠点施設の整備や、地域住民等の主体的な活動を推進するための施設整備を実施する。

上下流域自治体の連携体制の構築

流域を一体とした保全管理を推進するため、上下流の自治体による連携体制を構築する。例えば森林税の導入により、上流の森林整備事業を推進するなどの体制を構築する。

多様な主体の参加による森林等の保全推進体制の構築

流域圏協議会等を設置し、森林所有者や森林組合、農業関係者、市民ボランティアや NPO、あるいは沿岸部の漁業者など、多様な主体の参画による推進体制を構築する。協議会等の設立・運営には、「森林づくり交付金」(林野庁)等を活用する。

市民参加による地域づくり活動の推進

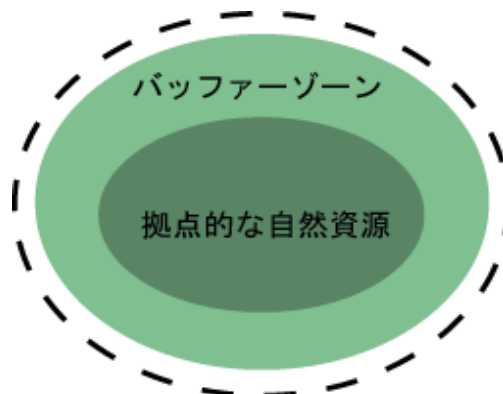
植樹イベントや森づくり体験の実施、市民ボランティアの参加による森林整備、あるいは漁業者の森林整備活動への参加等のソフト事業を実施し、市民参加によって上下流が一体となった地域づくりを推進する。例えば、「国民参加の緑づくり活動推進事業」(林野庁)を活用し、森林ボランティアの設立や活動等の支援、活動フィールドの整備等を実施する。

(2) 緑地資源に基づく地域づくり

拠点的自然資源保全タイプ

貴重な原生林などの拠点的自然資源を、周囲のバッファゾーンを含めて一体的に保全し、新しいツーリズム等によって活用することを目標とする。圏域は、世界自然遺産地域、国立公園特別保護地区、自然環境保全地域、天然記念物生息域、貴重な湖沼や湿地、等の拠点的自然資源を核として、バッファゾーンとしてその周囲の森林や農地等によって構成される。

圏域に関わる行政上の範囲は、上記の世界自然遺産地域、国立公園特別保護地区等が存在する市町村の範囲であり、資源の規模によっては複数の市町村にまたがることもあり、県境を越えた連携が必要な場合もある。



拠点的自然資源の法的保全

拠点となる自然資源について、自然公園法に基づく自然公園、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の指定等の面的保全から、都市公園による保全整備など、資源に応じた多様な施策を導入する。

バッファゾーンの保全

拠点資源周辺の森林や農地等については、自治体独自条例の制定等により、バッファゾーンとして保全する。また、荒廃した里山等のうち、生態系の観点から自然再生の重要性が高い地域については、「ふるさと自然再生事業」(環境省)を活用するなどして、失われた自然の再生事業を実施する。

利用拠点施設の整備

ビジターセンターや遊歩道等の利用拠点施設を整備し、過剰な利用による自然の劣化を防ぐとともに、資源活用の基盤を整備する。自然公園等では、「自然公園総合整備事業」(環境省)の活用などにより、ビジターセンター等の整備を行う。また、「自然歩道ネットワーク整備事業」(環境省)を活用するなどして、長距離自然歩道の整備を行う。

また、中山間地域の里山等では、「ふるさと自然ネットワーク整備事業」(環境省)の「ふるさと自然塾」の制度を活用するなどして、自然体験ハウスや自然体験フィールド(歩道、園地、観察施設)の整備を実施する。

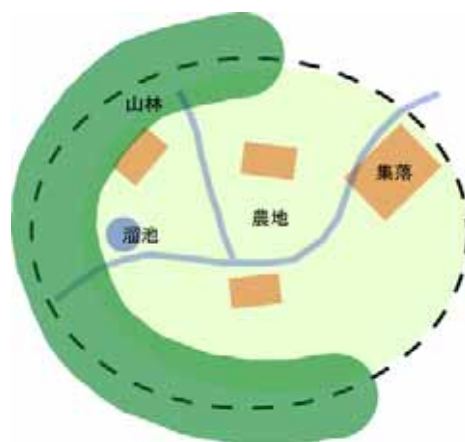
エコツーリズム等による活用の推進

エコツーリズム等によって資源を活用し、交流の推進を図る。例えば、「国立公園等エコツーリズム推進モデル事業」(環境省)のような事業を活用し、地域の資源調査、エコツーリズムのための基本計画策定、プログラム開発、人材育成、地域住民等の参加による運営体制の整備などを行い、地域の人材を活かしたガイドツアー等の事業を実施する。

集落一体保全タイプ

農村地域等において、集落景観、山林、農地、希少な生物、史跡等の資源を一体的に保全することにより、地域の魅力を向上し、農林漁業を基礎とした交流を促進することを目標とする。圏域は、集落と農地、それらを取り囲む山林、溜池、河川、それらの環境に依拠する希少生物、集落環境と一体となった史跡等によって構成される。

モデル圏域に関わる行政上の範囲は、上記のような一体的な集落地域に関係する市町村の一部もしくは全域であり、複数の市町村にまたがる場合もある。



集落の一体的な保全整備事業の実施

集落とそれを取り囲む農地や山林、河川、水路、溜池、希少生物生息地、史跡等の一体的な保全整備を実施する。例えば、「田園空間整備事業」(農林水産省)を活用し、石積み水路や水車、溜池、歴史的な水田形態等、伝統的な農村景観の保全・復元整備事業を実施する。また、「田園自然環境保全整備事業」(農林水産省)を活用するなどして、地域住民やNPO等による保全活動と連携した生態系保全型の水田や水路等の整備を実施する。

また、集落環境と一体となった史跡等については、「史跡等総合整備活用推進事業(ふるさと文化の体験広場)」(文化庁)を活用するなどして、復元的整備や展示施設、休憩施設等の総合的な整備を実施する。

地域資源を活かした交流拠点の整備

グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の資源を活用した交流を推進するため、交流拠点施設やミュージアム、公園・広場等の整備を行う。例えば、「田園空間整備事業」(農林水産省)を活用し、農村公園や、伝統的な農家家屋を活用した交流拠点施設等を整備する。あるいは、「元気な地域づくり交付金」(農林水産省)を活用し、伝統的家屋や廃校等を活用した交流拠点施設や市民農園等を整備する。また、「構造改革特別区域制度」を活用するなどして、農家民宿や市民農園等の整備を推進する。

多様な主体の参加による地域づくり推進体制の構築

協議会等を設置し、地域住民、市民団体、NPO、関係自治体等の参加による推進体制を構築する。また、グリーンツーリズム等の推進のための取り組み主体の育成や、地域ぐるみでの受け入れ体制づくりに対して支援を行う。例えば、「元気な地域づくり交付金」(農林水産省)を活用し、グリーンツーリズム等の体験指導者の育成や、地域の自発的取り組みに対する支援を実施する。

市民参加による資源保全の推進

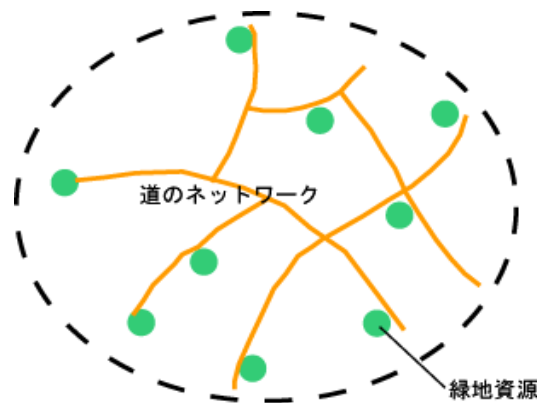
棚田や里山のオーナー制度等を実施し、市民参加による地域資源の保全活動を推進する。例えば、中山間地域等においては、「里地棚田保全整備事業」(農林水産省)を活用するなどして、棚田オーナー制度や環境学習等による活用に向けた周辺環境整備事業を実施する。また、「里山林再生総合対策」(林野庁)の森林整備事業を活用するなどして、NPO等の多様な主体の参加による里山林の整備を推進する。

協定および保全支援策による資源の保全

集落における民家や生垣・屋敷林等の地域資源に関しては、地域住民との合意に基づいた協定等の締結を推進し、協定の成立した地区に対する保全支援策を充実させることによって、地域資源の保全を進める。

資源ネットワークタイプ

特定のテーマに基づいて地域毎の資源を再発見し、地域への愛着や誇りを向上するとともに、ネットワークの形成によって交流を促進することを目標とする。核となる緑地資源は、シンボリックな樹種や巨木といった自然資源や、小規模な歴史資源など様々なものが想定できる。圏域は、同質の小規模な緑地資源が分布する範囲で構成される。圏域に関わる行政上の範囲は、上記の同質な資源が分布している市町村、複数の市町村や県全域など、当該資源に応じて設定する。



交流拠点施設の整備

地域固有の資源の活用による交流を促進するため、拠点施設やエコミュージアム等を整備する。例えば、「田園空間整備事業」(農林水産省)や「元気な地域づくり交付金」(農林水産省)を活用し、伝統的な農家家屋を活用した交流拠点施設等を整備する。

ネットワーク路の整備

道路の拡幅や新設、観光バス路線の整備等により、資源間を結ぶネットワーク路を整備し、交流を促進する。例えば、「公共交通活性化総合プログラム」(国土交通省)を活用し、観光バス路線の整備を行う。また、「ウォーキング・トレイル事業」(国土交通省)を活用するなどして、遊歩道やベンチ等の休憩施設、案内標識等の整備を実施する。また、「観光交流空間づくりモデル事業」(国土交通省)を活用するなどして、道路や拠点施設等の整備を行うとともに、観光モデルコースの策定やPR事業といったソフト事業を合わせて実施する。

総合的な緑地資源の保全・創出策の導入

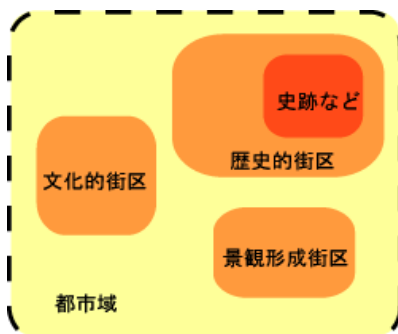
資源を登録文化財等に指定するなどして、保全整備事業を導入する。また、樹木等の資源の保全・育成技術の継承を図り、地域住民等による保全活動リーダーの育成事業を行うなどして、総合的な保全・創出施策を推進する。

多様な主体の参加による保全推進体制の構築

協議会等を設置し、地域住民、市民団体、NPO、関係自治体等の多様な主体の参加による、資源の発掘、保全、活用の推進体制を構築する。例えば、「観光交流空間づくりモデル事業」(国土交通省)を活用し、上記の体制を構築するとともに、ボランティアガイドの育成や体験事業等を推進する。

情報発信タイプ

都市域などにおいて、歴史的街区や文化的街区等とそれを取りまく都市全体の魅力を向上し、新しい都市観光を推進するとともに、周辺地域への交流のゲートウェイとしての機能強化を図ることを目的とする。圏域は、情報拠点となる基盤を有するとともに、周辺地域へのアクセス拠点ともなる都市で、歴史的街区や文化的街区、景観形成地区等とそれを取り囲む都市の全域で構成される。圏域の範囲に関係する行政単位は、上記の都市の存在する市町である。



ツーリズムを支える基盤の整備

ツーリズムを支える道路や公園・広場等の基盤施設を整備する。例えば、「まちづくり交付金」(国土交通省)を活用し、道路や公園、駅前広場、共同駐車場、歩行者空間等の総合的な整備を行う。また、「観光交流空間づくりモデル事業」(国土交通省)を活用するなどして、NPO 等による観光ソフト事業と一体となった基盤施設の整備を実施する。

街並み景観の保全と形成の推進

自治体独自の景観保存条例等の制定により、景観形成地区等の指定を行い、街並み景観の保全と形成を推進する。特に重要な歴史的街並み等については、「重要伝統的建造物群保存地区」への指定を推進し、法的な保全を図る。また、背景となる森林や河川周辺の緑地等については、都市緑地法に基づく「緑地保全地域」に指定するなどして保全を図る。

多様な主体の参加による推進体制の構築

協議会等を設置し、地域住民、事業者、市民団体、NPO 等の参加による、街並み等の保全・活用の推進体制を構築する

都市観光ソフト事業の展開

市民や事業者の参加により、街並みガイドやイベントの開催、民間所有の資源の公開など、都市観光のソフト事業を実施し、交流を促進する。例えば、「一地域一観光づくり推進事業」(国土交通省)の活用により、人材育成を推進する。また、「観光交流空間づくりモデル事業」(国土交通省)を活用するなどして、NPO 等による観光ソフト事業を推進する。

情報発信の推進

観光業者との連携、シンポジウムの開催、インターネットの活用等により情報発信を推進する。例えば、「観光交流空間づくりモデル事業」を活用し、観光モデルコースの作成やPR 事業、マップやパンフレットの作成等を実施する。

5 モデル圏域の連携を通じた「緑の国土軸」ネットワーク形成の方向性

「緑の国土軸」形成の目的は、各モデル圏域において活発な地域づくりが行われるとともに、それらの取り組みを連携させることによって、さらに各地の地域づくりが活性化し、定住と交流が促進されることである。各地の取り組みをつなぐためには、交通ネットワークなどのハード面と、情報・イメージ、交流・観光のネットワークなどのソフト面を含めた、多様なネットワークを構築する必要がある。また、各地の自然資源を活かした地域づくりによって、豊かな自然のネットワークが形成されていく。

「緑の国土軸」における様々なネットワーク形成の方向性を、以下のように設定する。

交通のネットワーク

各地の地域づくりの努力を最大限に活かすためには、地域の生活条件を整え、定住や交流の条件となる交通基盤の整備を進めることが必要である。高速道路や新幹線などの整備によって、広域的なネットワーク形成を進めるとともに、地方道等の整備によって中山間地域等を含めた交流の条件を整えていくことが必要である。さらに、バス・ルート等の新規設定などにより、公共交通の利用促進を図ることも重要である。その際は、自然環境等の地域資源への影響に対して十分配慮するとともに、雪対策施設等により、雪に強い交通網の整備を進めることも必要である。

情報とイメージのネットワーク

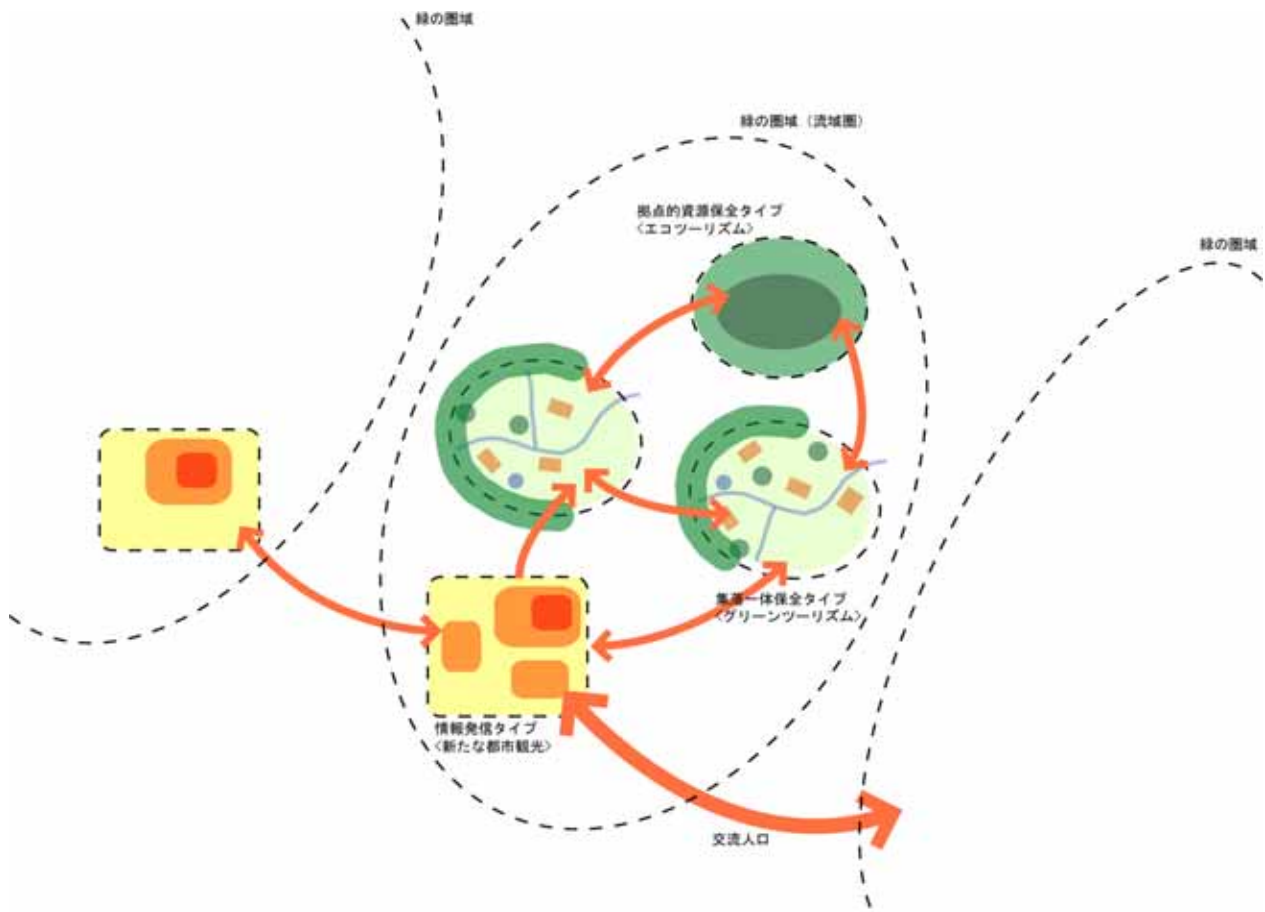
「緑の国土軸」の推進においては、各地が孤立した取り組みを進めるのではなく、「緑の国土軸」の理念や、豊かで魅力的な地域としての日本海沿岸地域のイメージを共有し、一体となって進めていくことが重要である。そのためには、インターネットの活用やシンポジウムの開催により、日本海沿岸地域の優れた地域資源やそれらを活かした地域づくりについて紹介し、地域づくりの経験から得られた知恵を共有していくことが必要である。

また、これらの情報やイメージを日本海沿岸地域以外に対しても積極的に発信し、交流の活性化を図る必要がある。

交流と観光のネットワーク

交通基盤のハードなネットワーク、および情報やイメージのソフトなネットワークに基づいて、各地域の間に人的な交流のネットワークを形成していくことも必要である。各地で緑地資源を活かした自立的な地域づくりに取り組むとともに、それらの間で活発な人材交流を推進し、それぞれの地域づくりを支え合っていくことが重要である。

また、多様な資源を活かしたツーリズムを連携させ、さらに観光や交流を広げていくことも重要な課題である。日本海沿岸の各地域には、山地から、農村地域、都市地域、沿岸の漁村地域まで、多様な緑地資源が残っており、これらを活かした、エコツーリズムやグリーンツーリズム、新たな都市観光などの可能性の宝庫である。中核的な都市をゲートウェイとして、これらの多様なツーリズムを連携させることにより、新しい交流と観光の広がり形成していくことが必要である。



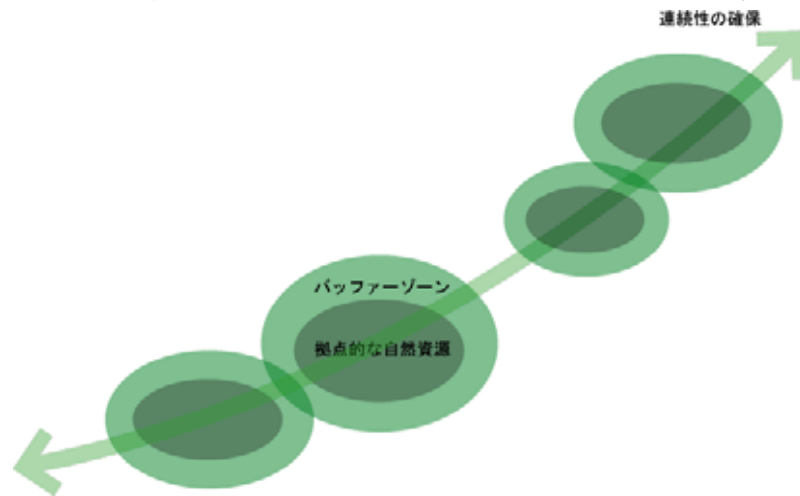
多様なツーリズムの連携による交流・観光ネットワークの形成

豊かな自然のネットワーク

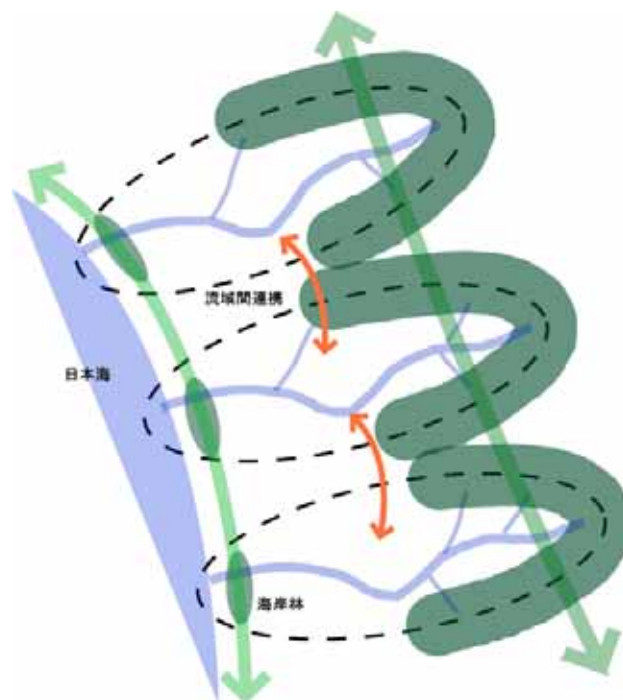
各地で自然資源の保全・再生・活用による地域づくりが取り組まれることにより、日本海沿岸地域の自然のネットワークがさらに豊かなものになっていくことが期待できる。例えば、脊梁山地等における拠点的資源保全タイプの取り組みが連携されることにより、多様な生物が生息する豊かな森林環境の繋がりが形成されていく。

また、各流域で上下流連携タイプの取り組みが行われることにより、日本海沿岸地域全体の水資源が保全され、日本海の豊かな海洋資源が保全されていく。さらに、各地に分布する海岸林の保全・再生の取り組みが進むことにより、沿岸地域に「緑の防波堤」が構築され、災害に強い地域が形成されていく。

さらに日本海を取り巻く対岸諸国とのパートナーシップにより、協働の環境調査や、水資源保全の取り組みを進めていくことにより、日本海全体の海洋資源の保全が推進されていく。



拠点的資源保全タイプの連携による豊かな自然環境のネットワーク形成



各流域ごとの取り組みの連携による日本海の海洋資源保全の推進

6 「緑の国土軸」形成に向けた今後の課題

「緑の国土軸」の理念の共有とモデル事業の推進

緑の国土軸の形成とは、地域固有の資源を活かした自立的な地域づくりを進め、それらのネットワークによって、魅力と活気のある地域の連なりを形成していくことであり、さらに日本海沿岸地域固有の自然と文化の骨格をより強固に構築していくことにより、各地域間の地域づくりを支え、活性化していくことである。

そのためには、まず、「緑の国土軸」の理念に基づいた地域づくりの基本方向を、各府県や地域が共有し、モデル事業を通じて積極的な地域づくりを展開していくことが不可欠である。各モデル圏域では、地域の創意と工夫によって固有の資源を最大限に活かし、個性的で自立した地域が形成される必要がある。

共同による情報発信の推進

「緑の国土軸」の形成と、それによる定住と交流の推進のための重要な要素として、地域内外への情報発信がある。日本海沿岸地域には、豊かな自然や固有の歴史文化など、優れた資源が豊富にあり、それらを基にした活発な地域づくりが各地で取り組まれている。しかし、他地域の住民はもちろん、地域の住民にさえ、そのことがあまり知られておらず、「裏日本」という言葉に代表される負のイメージさえあるのが現状である。シンポジウムの開催、広告の展開、インターネットの活用を通じて、日本海沿岸地域の魅力を広く情報発信し、イメージアップを図っていく必要がある。

このようなイメージアップおよび地域の魅力に関する情報発信のためには、各市町村や府県単独による取り組みでは、十分な効果を得ることが難しいと考えられる。各府県の連携、さらには国や民間との広域的な連携によって協働の情報発信を進めることが重要である。

国レベルでの「緑の国土軸」形成支援の必要性

これからの地域づくりでは、各地域が自立性を高め、地域の個性を最大限に発揮していくことが不可欠であるが、同時に地域ごとの孤立した取り組みでは限界があるのも事実である。府県の境を越えた広域的なネットワークを形成し、各地域の取り組みを元気づけ、支えていくことが必要である。

そのためには、「緑の国土軸」が、今後の国土形成の中で明確に位置づけられ、国レベルでの法的整備や推進施策、事業連携が図られる必要があり、その上で、各地の取り組みを支える情報交流や人材交流、技術的あるいは財政的な支援の仕組みづくり、共同での情報発信などが推進されていく必要がある。